

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 吉村 尚久

【令和7年4月】																	
日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳（使 途 項 目 別）											領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越			0													
8	ETC料金	0	3,160	△ 3,160	3,160											074-1	
14	ETC料金	0	3,160	△ 6,320	3,160											074-2	
15	政務活動費受入	200,000	0	193,680													
18	名刺印刷代	0	5,885	187,795									5,885			074-3	
21	ETC料金	0	3,160	184,635	3,160											074-4	
21	視察に伴う旅費	0	87,970	96,665	87,970											074-5	
22	固定電話・インターネット料金	0	6,306	90,359									6,306			074-6	
22	名刺代（点字名刺）	0	2,250	88,109									2,250			074-7	
22	ETC料金	0	3,160	84,949	3,160											074-8	
24	入館料	0	600	84,349	600											074-9	
24	入館料	0	300	84,049	300											074-10	
24	研修費	0	500	83,549		500										074-11	
24	機関誌購読料	0	3,000	80,549							3,000					074-12	
25	駐車場利用料	0	1,500	79,049	1,500											074-13	
28	事務所賃料・共益費・水道料	0	42,477	36,572								42,477				074-14	
28	新聞購読料（令和7年4月分）	0	7,100	29,472							7,100					074-15	
30	ETC料金	0	3,640	25,832	3,640											074-16	
30	事務所電気代	0	1,651	24,181								1,651				074-17	
30	4月分燃料代	0	5,583	18,598	5,583											購入明細	
30	4月分公共交通機関利用料	0	660	17,938	660											支払証明	
	月 計	200,000	182,062	17,938	112,893	500	0	0	0	0	10,100	44,128	14,441	0	0		

整理番号

074-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 4月 8日 13時57分 通行料金 ￥1,580 (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A19504-082834-835026 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 4月 8日 19時28分 通行料金 ￥1,580 (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A19504-082856-339428 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(3,160 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

074-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 4月14日 13時53分 通行料金 Y 1, 580 - (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03504-144109-385113 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 4月14日 18時21分 通行料金 Y 1, 580 - (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03504-144325-145713 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,160 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

074-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

キャッシュサービス ご利用所 〇〇〇〇	
当店でご利用いただきありがとうございます。 ただいまお取引いただきました明細は下記の通りで ございます。ご確認ください(裏面もご覧ください)	
ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
07 04 18	19620564-2339
カード発行金融機関・店番・科目・口座番号	
お取扱金種	1 0 2 0 0 0
お取引種別	込 0 0 0 0
手数料 印税	¥220
時刻	14:33
お取引金額	¥11,550*
説明コード	お取引後残高

(ご 案 内)	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 タニキチワガリ様 おつり ¥230* ヨシムラオヒサ様 0979-23-4685

事業名、使途及び内容等

名刺印刷代 (※ 11550 円 (印刷代) + 220 円 (手数料) = 11770 円)

対象経費 (11,770 円) - (0) = 11,770 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額 (5,885 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	074-4
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 4月21日 12時50分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A02504-216108-701417 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 4月21日 18時10分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A02504-216382-037116 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,160 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

074-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 收 証

№007268

樣 久 間 有 其 分 民 其

令和
平成 7 年 4 月 27 日

金額

2	8	7	9	7	0
---	---	---	---	---	---

但し $\frac{4}{6}3-1$ のとき、満期 前払代金 $\times 1.8$

上記の金額を有難く領収致しました

現金	82	970
小切手		
手形		
相殺		
1000000000	0	997



登録番号 T332000100

いいたび株式会社

T870-0022

大分県大分市大手町3丁目2番2号大手町法曹ビル1F

TEL 097-547-8258 FAX 097-547-8259



担当者印

事業名、使途及び内容等

視察に伴う旅費

福島原発被災地調査および福島原発震災情報連絡センター 第15回総会・研修会 (4/23～4/25)

対象経費 (87,970 円) - (0) = 87,970 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(87,970 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

074-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

吉村 尚久事務所

吉村 尚久 様

お客様番号

4910-2393-76220

2025年 4月ご請求分

金額(円)

¥12,613-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問い合わせ先（無料）

0800-3335550

領 収 日 附 印

25.4.22

収 入 印 紙 貼 付 欄

(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、使途及び内容等

固定電話・インターネット料金

令和7年3月分

対象経費 (12,613 円) - (0) = 12,613 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(6,306 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

074-7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No. _____

県民227

吉村 尚人

様

2025 年 4 月 22 日

★ ¥ 4,500

但 名刺代として

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒871-0091

中津市大字角木455

小栗 睦津世 工房 みずから

TEL.(0979)24-3235

コクコ ウケ70

事業名、使途及び内容等

名刺代（点字名刺）

対象経費 (4,500 円) - (0) = 4,500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(2,250 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

074-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 4月22日 11時 7分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03504-225572-953410 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 4月22日 17時20分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03504-225873-539413 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	--

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(3,160 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

074-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書

2025年 4月24日(木) 09:51 001号機

大人 @600X 1枚

合計 600円

(10%対象 600円)
内消費税 54円)
(8%対象 0円)
内消費税 0円)
※印は軽減税率 (8%) 対象商品

お預り 10,000円

おつり 9,400円

上記金額を領収いたしました
東日本大震災・原子力災害伝承館
福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39
0240-23-4402
T3380005011893

事業名、使途及び内容等

入館料

東日本大震災・原子力災害伝承館への入館料

対象経費 (600 円) - (0) = 600 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(600 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

074-10

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

震災遺構 浪江町立請戸小学校
双葉郡浪江町請戸字持平56
（インボイス対応領収書）

2025年 4月24日 11:02 責任01
000000#8089

一般300円	内¥300
**小計	¥300
内税小計	¥300
（内税 10%）	¥27
個数	1個
現金	¥300

内2は軽減税率対象商品です
登録番号 T8370005010066
特定非営利活動法人 海族DMC

事業名、使途及び内容等

入館料

震災遺構 浪江町立請戸小学校への入館料

対象経費 (300 円) - (0) = 300 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(300 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

074-11

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No. _____

吉村 尚久 様

2025年 4月 25日

★

¥ 500 -

但 研修費

上記正に領収いたしました

福島原発震災情報連絡センター

内 訳

税抜金額

消費税額(%)

領収証 No.12

事業名、使途及び内容等

研修費

福島原発震災情報連絡センター第15回総会&研修会 研修費

対象経費 (500 円) - (0) =

500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	074-12	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
領 収 書 吉 村 尚 久 様 金額 3, 0 0 0 円 但、福島原発震災情報連絡センター 2025 年度機関誌購読料（デジタル情報を含む）として 上記正に領収いたしました 2025 年 4 月 24 日 福島原発震災情報連絡センター 東京都江東区大島 9 - 4 - 2 - 1 2 0 7 会計責任者		
事業名、使途及び内容等		
機関誌購読料 福島原発震災情報連絡センター 2025年度機関誌購読料（デジタル情報を含む） 対象経費 (3,000 円) - (0) = 3,000 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (1.0000) あん分による政務活動費の支出額(3,000 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会 派 名 県民クラブ

日 程	令和 7 年 4 月 2 4 日（木）
場 所	東日本大震災・原子力災害伝承館
相 手 方	現地視察及び語り部 XXXXXXXXXX （ XXXXXXXXXX ）による講話
参加議員 氏 名	玉田輝義 吉村尚久 御手洗朋宏
目的・内容 ・成果等	○目的 自然災害、原子力災害の避難について調査
	○内容 1. 東日本大震災・原子力災害伝承館 『原発事故が学校にもたらしたもの』（南相馬市） 語り部 元養護教諭 XXXXXXXXXX さん 東日本大震災と原発事故当時、相馬農業高校で養護教諭として勤務していた永岡さんから、被災時の様子や体験をもとにした同じ過ちを繰り返さないためにどうすべきかについて話を聞いた。 お話の要旨は以下の通り。 2023 年 3 月に高校を退職した。会津、中通りに比べて浜通りはイメージが薄いと言われる。浜通りは県内では経済的基盤が弱いところだった。そこに昭和 40 年に原発が誘致された。誘致によって雇用先ができて出稼ぎに行かなくて良い様になった。私も原発はクリーンで安全なものと思っていた。 震災当時、相馬農業高校に勤務していた。震災当時相双地域には、分校、特別支援学校を含み、原発事故による旧警戒区域内に 8 校、緊急時避難準備区域に 2 校、計画的避難区域に 1 校、避難指示区域外に 1 校の合計 12 校があった。 原発事故後、30 キロ圏外にサテライト校を設置した。相馬農業高校は旧相馬女子高の体育館をサテライト校の場所として使用することになった。 私たちは、生徒に少しでも早く日常を取り戻させたかったので、5 月

の大型連休には休みを返上し、体育館を教室に変えるなど環境整備を行い、学校再開に注力した。その後5月12日に学校を再開したが、事故前に全校で450名いた生徒が再開時には130名になっていた。

学校環境は良いとは言えなかった。夏は暑い体育館の中に扇風機2台という状況。水道も壊れていて水の問題もあった。特に心配だったのはトイレの問題で、男子は体育館外のトイレを使い、女子は旧女子高本館のトイレが使えたのでそこを使ってもらった。

新入生（1年生）の中には被災して高校の制服をなくしたため中学校の制服のまま入学した生徒もいた。

小高地区に住む私自身も被災者だったが、双葉地区に住む生徒や保護者よりも被害が軽いと思った。

様々な大きな課題があったが、そんな大変な中にあっても学校運営を継続していくことが生徒たちにとって大切なことだと思った。

それでも当時の学校運営を振り返ってみると、悪いことばかりでなく良いこともあった。例えば愛媛県から受けた修学旅行の支援について。愛媛県に行きミカン狩りをしたり地元の高校生と交流できたりしたことは生徒にとっても貴重な体験だったと思う。また県知事が修学旅行先に来てくれて知事との交流も実現した。また、普段参加できない学会へ参加できたり、学習支援を受けられたりした。世界中の支援によってたくさんの経験ができたと言える。震災と原発事故がなければ、できなかった多くのことを学ぶ機会をいただいたと思う。

反対にいじめや誹謗中傷をされるなど辛いこともあった。「福島に帰れ！」と言われたのは辛かった。この言葉を高校生は乗り越えられたかもしれないが、小学生、中学生は辛い思いをしたと思う。

子どもたちの心と体の変化が気になった。

一つは肥満。放射能の影響を心配して野外活動が制限されていたこともあり、肥満の児童生徒が増えた。

次に心身の不調。学校でも家庭でも、特に避難住宅での生活で自分の居場所がなく、ストレスがたまり、気持ちが落ち込んだり、イライラしたりすることが増えた。また保護者のDVやアルコール依存も増えたことも子どもたちの心身に影響した。

そして環境の変化による弊害。支援金や賠償金による金銭感覚のまひや支援されることが当たり前になり感謝の気持ちが持てない、いじめや不登校により対人関係がつかれない、コミュニケーションが低下している、幼児化などが養護教員の間で話題になっていた。

併せて、この子たちが親になっていくので、これからも寄り添っていかねばならないと思う。

	今日、語り部として初めてここに立っている。これから同じ過ちを繰り返してほしくないと思う。 原発事故はどこでも起こりうる。原発事故は他人事ではなくどこでも起こる可能性があると感じることが大切だ。実際に避難することを考えて日々、備蓄や持ち出し袋などを準備することが必要だ。事故当時、多くの人は着の身着のまま逃げた。私も3月12日に避難指示が出たが、18日まで留まって家の中を整理したり持ち出し品を準備したりした。いつ帰れるか見通しがつかない避難生活を急に強いられてもすぐには動けないと思う。 自然災害、原発事故、避難などについて、正しい知識を持ち、社会の動きに関心を持ち、自分事として考えることが大切だと思う。 処理水、中間貯蔵施設、福島で発電しているがその電気は地元では全く使ってなく東京圏で使われていることなど皆で考えてほしい。
	○成果 相馬農業高校の実例を聞いて、被災後に避難生活が長期に及び避難者に学校に通っている児童、生徒がいる場合にその子どもたちの教育環境をどうやって確保し、学校運営をどう進めるかということについて、改めて考えていかなければならないと思った。 本県では、南海トラフ地震が起こり公立の学校教育施設や社会教育施設が津波被害に遭った場合に、それらの代替施設をどうするかについてまだ議論が進んでいないが、代替施設の問題、代替施設での学校運営の問題について、大半の教員が被災者と言う場合を想定し、具体的な議論に着手する必要がある。

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会 派 名 県民クラブ

日 程	令和 7 年 4 月 2 4 日（木）
場 所	震災遺構浪江町立請戸小学校
相 手 方	現地視察
参加議員 氏 名	玉田輝義 吉村尚久 御手洗朋宏
目的・内容 ・成果等	○目的 東日本大震災による学校の被害の状況と児童・教職員の避難について調査
	○内容 1. 震災遺構浪江町立請戸小学校 浪江町立請戸小学校は、2011 年の東日本大震災で、校舎は津波で被害を受けたものの、生徒と教職員は全員無事に避難することができた。この場所は震災の教訓を後世に伝えるために、震災遺構として保存されているが、実際に現地を見ると校舎は津波で浸水した箇所などが残されていて当時の状況を伝える貴重な資料となっていた。
	○成果 本県の小中学校において自然災害に備えて避難訓練を定期的に行うことの重要性を改めて認識した。

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会 派 名 県民クラブ

日 程	令和 7 年 4 月 2 4 （木）
場 所	いわき市いわき湯本温泉古滝屋
相 手 方	福島原発震災情報連絡センター
参加議員 氏 名	玉田輝義、御手洗朋宏、吉村尚久
目的・内容 ・成果等	目的 ○東日本大震災かと原発事故から14年が経過する中で、政府は、原子力緊急事態宣言をいまだ解除しないまま避難指示区域の解除を進め、低線量の被爆を受忍させる機関政策を続けている。福島原発震災情報連絡センター第15回総会&研修会では、2011年3月11日福島第一原子力発電所の事故後の現在の状況や被災地でさまざまな課題解決のために取り組んでいる活動報告などにおいて「帰還と復興」の実情を把握し、被災現場で起きている社会・経済・地域の実情について学ぶ。また、全国各地の原発再稼働の状況を情報共有するとともに、原発に頼らない再生可能エネルギーを主体とした社会を創り出すため意見交換し、今後の日本や地方におけるエネルギー政策や被災者支援及び震災後の社会のありようなどについての検討を行うことを目的とする。
	内容 ○福島原発震災情報連絡センター第15回総会 ・2024年度活動報告、2025年度活動計画等 【出された主な意見】 ・復興という名のもとに人権が切り捨てられてきた側面がある。 ・子どもの自然体験などの保養プロジェクトについては、多くの県で取り組んできたが、現在も静岡、東京、岡山、神奈川などで継続的に取り組んでいる。 ・海洋投棄に加え、汚染の全国拡散について大きな課題として認識する必要がある。 ・原発は気候変動対策にはならない。

○報告

□福島原発刑事裁判の最高裁判決、汚染土の全国拡散問題について
(武藤類子：原発事故被害者団体連絡会)

【東電刑事裁判の経過】

- ・2012年：福島県民1324人が、東電経営陣や政府関係者らを業務上過失致死傷罪などで福島地検に刑事告訴
- ・2015年：東電元経営陣3名の強制起訴が決定
- ・2019年：東京地裁が被告人「全員無罪」判決
- ・2023年：東京高裁控訴審「全員無罪」判決
- ・2025年3月：最高裁上告棄却→裁判終結)

◇裁判には負けたが多く的事实を手に入れることができた。例えば、「東電社員の中にも大きな津波が来るかもしれないと認識していた人がいたにもかかわらず、その整備を怠っていたこと」「双葉病院から避難した患者さんが移動時間の長さのため(10時間)バスの中で亡くなった方が約50人いたこと」など

- ・フレコンバッグに詰められた除染土(汚染土)を「復興再生利用」の目的で、全国に拡散しようとしているが、地元として他の地域にもって行ってほしいとは思っていない。安全に処理してほしいと願っている。
- ・除染土(汚染土)の再生利用について計画は立てているが、福島県内ではほぼ取り組みができなかった。

□福島第一原発沖合の海洋調査について～たらちねから～

■■■■■ いわき放射能市民測定室)

○宮城県仙台湾海洋調査について報告

【海洋調査の概要】

期間：2015年9月～2025年3月まで全27回

採取検体：海水、魚類、プランクトン

測定核種：セシウム137、ストロンチウム90

◇この2年間、福島第一原発沖の海洋調査で採取した魚からは、ほぼセシウム137が検出されている。

◇海水中セシウム137は、すべての箇所検出されている。

◇海水中ストロンチウム90は、採取日によって検出される個所が違っていることがわかる

◇海水中トリチウムは、一般的な環境中に存在しているレベルで検出されている

◇「たらちね」では、他の測定機関と測定値のクロスチェックを行い、測定値の信頼性の確保を図っている。

□再稼働を迫る柏崎刈羽原発～新潟から～

(中山均：新潟市議会議員)

【再稼働を迫る柏崎刈羽原発の現状と県民世論についての報告】

- ・ 柏崎刈羽原発出力は世界最大 8 2 1 万キロワット
- ・ 1～7号機のうち、1～4号機（再稼働不可能←2007年：中越沖地震で被害、2021年：運転禁止命令、2023年：規制委員会が禁止命令解除、2024年：柏崎刈羽原発再稼働の同意要請）は柏崎市、5～7号機（政府より再稼働の同意要請）は旧刈羽村にある。
- ・ 市民検証委員会による電話世論調査
- ・ 「市町研究会」の要望・指摘→「再稼働については再検証する必要がある」「屋内退避は現実的ではない」
- ・ 自民党議員も再稼働要請に反発
- ・ 新潟県首長アンケート→再稼働に対して厳しい意見が多いという結果
- ・ 県議会県民投票条例案は否決されたが、賛成議員は以前よりも増加

□能登半島地震から1年～避難計画はどうなる？～

(北野進：志賀原発を廃炉に！訴訟原告団)

- ・ 能登半島地震と志賀原発の「幸運」→震度7を免れた志賀原発（震度5）、隆起を免れた、短周期地震動に襲われなかった。
- ・ 再稼働と緊急対応のとりまとめ→「しっかりとした避難計画がない中で再稼働が実態として進むことはない（菅首相答弁：2020.11）」、「緊急時対応がとりまとめられた地域は16地域分の9、市町村が実現可能性が乏しく不十分な避難計画であると判断する段階において、緊急時対応がとりまとめられることはない（佐藤内閣府大臣官房審議官答弁2021.4）」
- ・ 能登地震と避難計画の破綻→広域避難の前提条件すべて破綻（屋内退避はできず、放射線防護施設も損傷職員は参集できず、外部からの支援も入れない）、奥能登で孤立集落が多数発生し、長期化
- ・ 退避させず、被ばくさせる避難計画へ（規制委員会の方針は「退避させず被ばくさせる計画」となっている。）→屋内避難検討チームの意見（「基本は屋内退避」「屋内退避を開始したら基本は継続」「人口が多いところは避難なんて無理」）
- ・ 避難計画の対立軸→問われる自治体のスタンス（能登半島地震によって、現行の避難計画では住民を被ばくから守れないことが明らかになった）

	成果 ○原発事故は今もなお収束しておらず、被災者や避難者の生活困窮、環境汚染など、影響は今なお深刻である。それにもかかわらず、政府は原発政策の大転換に踏み込み、新たな「原発・放射能安全神話」も打ち出し、「3・11」原発事故を引き起こした東京電力が管理する柏崎刈羽原発などの再稼働や汚染土の全国拡散を推し進めていようとしていることに対しての危険性について再認識した。また、子どもの保養活動（リフレッシュキャンプ）などの重要性を鑑み、心身の健康が図られるよう「子ども・被災者支援法」のより具現化に取り組んでいく必要がある。 現在、気候変動はますます深刻な災害をもたらし、自然環境や生態系、人類の社会や経済に甚大な影響を与えつつある中で、原発はそうした問題の解決にはなりえないこともあらためて確認した。 そして、解決するためには地域循環の自立・自律型の経済社会の構築こそ必要であり、そのような社会への転換と、福島原発事故からの真の復旧・復興に向けて取り組む必要があることを学ぶ機会となった。
--	--

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

整理番号	074-13	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
(一財)空港振興・環境整備支援機構 大分事務所 登録番号 T1011105005394 TEL 0978-68-1158 令和 4 年 証正 精算機 #02 A 精算No.000020 発券機 #01 発券No.050572 入庫時刻 2025年 4月23日(水) 11:06 出庫時刻 2025年 4月25日(金) 14:09 駐車時間 2日 3:03 駐車料金 A料金 1,500円 ===== 合 計 1,500円 (内税10%対象額 1,500円) 現金領収額 1,500円 お預り 1,500円 お釣り 0円 またのご利用をお待ちしております。		
事業名、使途及び内容等		
駐車場利用料 福島原発震災情報連絡センター第15回総会&研修会の参加に伴い、自家用車を大分空港に駐車 対象経費 (1,500 円) - (0) = 1,500 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (1.0000) あん分による政務活動費の支出額(1,500 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

22 D07-04-28 ヤチントウ

84,954

事業名、使途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料

令和7年5月分

対象経費 (84,954 円) - (0) = 84,954 円

※ 74800 円 (賃料) + 5000 円 (共益費) + 5000 円 (水道料) + 154 円 (手数料) = 84954 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(42,477 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)



賃貸借契約書

令和 5 年 4 月 24 日

貸主: 代理 有限会社中津リアルエステートセンター 様

借主: 吉村 尚久 様

物件名 : FUJIHIRO.Bld N 103号室

有限会社 中津リアルエステートセンター

重要事項説明書 [事業用建物貸借]

令和 5年4月20日

吉村 尚久様

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

本書面には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の□欄に☑印をつけた記載内容が下記不動産について該当する説明です。☑印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	大分県中津市豊田町3丁目9-3 0979-23-6077	主たる事務所 所在地・TEL 大分県中津市大字永添955番地の1 TEL(0979)22-1967
	商号又は名称	有限会社 中津リアルエステートセン	株式会社 ワールド九州
	代表者の氏名	代表取締役 長野 修士	代表取締役 藤本 敬博
	免許証番号	大分県知事 (6) 第 2472 号	免許証番号 大分県知事 (3) 第 3004号
説 明 を す る 宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		
	登 録 番 号	(福岡県知事) 第 号	(福岡県)第 号
	業務に従事する 事 務 所 名	有限会社 中津リアルエステートセンター	株式会社 ワールド九州 代表取締役 藤本 敬博
	事務所所在地 TEL	大分県中津市豊田町3丁目9-3 0979-23-6077	大分県中津市大字永添955番地の1 TEL(0979)22-1967
取引 態様	媒介		媒介
供 託 所 等 に 関 する 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地		公益社団法人不動産保証協会
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号		東京都千代田区紀尾井町3番30号 全日会館
	所属地方本部の名称及び所在地		公益社団法人不動産保証協会大分県本部
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会大分本部 大分県大分市顕徳町2丁目4番15号		大分県大分市新町19番1号 全日会館
	弁済業務保証金の供託所及び所在地		東京法務局
	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号		東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎

貸主の表示

貸主の住所・氏名	住所 大分市賀来南一丁目1番85号（貸主代理）中津市豊田町3丁目9-3
	氏名 有限会社 藤博商事 （貸主代氏名）（有）中津リアルエステートセンター TEL0979-23-6077

建物の表示

名 称	FUJIHIRO.Bld N 1階 103号室		
所 在 地	（住居表示）大分県中津市大字一ツ松179番地7		
	（登記簿）大分県中津市大字一ツ松字枳野179番地7		
用 途	☒ 事務所		
構 造	軽量鉄骨造鋼板葺2階建		
種 類	☒ 店舗・事務所・倉庫・居宅	新築年月	平成5年6月
床 面 積	103号室：44.95㎡	備考	家屋番号：179番7
附 属 設	無		

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項等（令和5年3月24日現在）

☒詳細は別添の登記事項証明書等参照。

権利部 (甲区)	名 義 人	住 所	大分市賀来南一丁目1番85号	
		氏 名	有限会社 藤博商事	
	所有権にかかる 権利に関する事項 (□有・☑無)		□差押登記 □仮差押 □仮処分 □所有権移転仮登記 □ ()	
権利部 (乙区)	所有権以外の 権利に関する事項 (☑有・□無)		□抵当権 ☑根抵当権 □質借権 □ () 原因 令和3年11月18日設定 極度額 金9,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 大分市賀来南一丁目1番85号 (有) 藤博商事 根抵当権者 大分市府内町三丁目4番1号大分銀行/取扱店 賀来支店 共担目録 目録(こ)第975号	
登記名義人と貸主が ☑同じ・□異なる→理由: □転貸借・□相続・□				
備 考	1. 建物が競売にかかり、落札された場合は、借主は、買受人に対し、建物を明渡さなければなりません。 (更新時期と競売開始・落札時期の前後には関係なく、明渡さなければなりません。) 2. 上記1の明渡しについては、6ヶ月間の猶予期間が与えられており、落札後即座の明渡しは義務づけられている訳ではありません。 (この猶予期間中は、当然に賃料相当額を買受人に支払う必要があり、1ヶ月以上支払いを怠った場合は、明渡しの猶予期間は認められなくなりますのでご注意ください。) 3. 建物が競売にかかり、落札された場合は、敷金・保証金については、買受人に対する返還請求は出来ませんので、ご注意下さい。 4. 建物が競売にかかった場合には、裁判所の命令に基づいて、執行官が居室内部等の建物内部を調査します。 (借主の同意は不要とされています。)見学が実施される際は、執行官の支持に従ってください。 5. 買受人の意向により、買受人との賃貸借契約が締結された場合には、居住が継続できることもあります。			

2 法令に基づく制限の概要等

法令名 制限 ☐ 有・ ☒ 無	☐ 新住宅市街地開発法 32 条 1 項の制限				
	☐ 新都市基盤整備法 51 条 1 項の制限				
	☐ 流通業務市街地の整備に関する法律 38 条 1 項の制限				
制限の内容	※都市計画道路南側：宮永 金手線 W=16m 実施日は未定 (西側 4~7M 拡幅工事にかかる予定) ※中津市立地適正化計画 (住居誘導区域内) ※中津市景観計画 ①大規模な行為等届出地区 (市全域) ※埋蔵文化財包蔵有無 遺跡範囲内 (沖代地区条里跡)				
当該建物の存する 地域	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	☒ 外・ ☐ 内→説明		
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	☒ 外・ ☐ 内→説明		
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	☒ 外・ ☐ 内→説明 ☐ 未指定		
	都市計画法・建築基準法 ☐ 資料参照	都市計画区域	内	未線引き	
		区域区分	外		
		用途地域	第二種中高層住居専用地域		
	都市計画施設の区域	☐ 外・ ☐ 内			
備考					

※店舗、事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

3 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における当該建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水 ☒ 有 図面名称：中津市防災マップ ☐ 無 (照会先：中津市) 雨水出水 (内水) ☒ 有 図面名称：内水ハザードマップ ☐ 無 (照会先：中津市) 高潮 ☒ 有 図面名称：中津市高潮ハザードマップ ☐ 無 (照会先：中津市)
水害ハザードマップにおける建物の所在地	☒ 該当する図面 (ハザードマップ) における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。 大分県中津市大字ーッ松 179 番地 7
備考	・ハザードマップの詳細については中津市役所ホームページ参照 ・大分県津波浸水想定 (大分県) 市町村別 中津市 添付

4 建物建築の工事完了時における形状・構造等 (未完成物件のとき)

本物件は未完成物件に ☐該当します。(※資料にて完成時の形状を説明します。) ☐該当しません。

5 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果 の記録の有無	石綿使用調査の内容
☒ 無 ☐ 不明 ☐ 有	【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。 ☐ 所有者 ☒ 管理業者（㈲中津リアルエステートセンター） ☐ 管理組合（区分所有建物の場合） ☐ 施工会社 【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】 ・ 石綿使用調査結果の記録（調査年月日 年 月 日） ・ 調査の実施機関 _____ ・ 調 査 の 範 囲 _____ ・ 石綿使用の有無 ☐ 有 ☐ 無 （石綿の使用が有る場合）石綿が使用されている箇所 _____
備 考	築年月：平成5年6月

6 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	耐震診断の内容
☒ 無 ☐ 有	【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。 ☐ 所有者 ☒ 管理業者（㈲中津リアルエステートセンター） ☐ 管理組合（区分所有建物の場合） 【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】 ☐ 地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し ☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） ☐ 指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
備 考	説明対象外 築年月：平成5年6月

※当該建物の建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説明します。

（ 建築確認通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

- ・ 居住の用に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。
- ・ 事業の用に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

7 建物状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）

建物状況調査の実施 の有無 （1年以内に実施している場合※）	☐ 有（別添「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」参照） ☐ 無
	【照会先】 ☐ 所有者 ☒ 管理業者（㈲中津リアルエステートセンター） ☐ 管理組合（区分所有建物の場合）
備 考	

※ 既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

8 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

①	飲用水	私営 /水道料定額 /貸主管理 開栓の手続記は不要
②	電気	☒ 小売電気事業者：九州電力㈱中津営業所 (住所) 中津市中央町一丁目2番5号 (電話) 0120-761-376 [容量] 40 アンペア / [メーター] 専用
③	ガス	☒ ガス会社：㈱ダイプロ北部販売 (住所) 中津市東浜 1128-20 (電話) 0979-22-0615 LPG / [メーター] 専用
④	排水	浄化槽 /貸主 管理 開栓の手続きは不要
備考		② 供給地点特定No.09-0000-63792-2657-0000-0000/前ビル名 服部第5ビル 電気電灯：No.2225 190 (動力：No.5275 790) ②、③は電話で開栓下さい。③は契約時保証金が必要な場合があります。

9 建物の設備の整備の状況(完成物件のとき)

①	台所	無 / 換気扇
③	トイレ	無 / INAX(便器)温水洗浄便座(TOSHIBA SCST160) タオル掛・換気扇
③	浴室	無
④	シャワー	無
⑤	洗面所	無
⑥	給湯	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑦	コンロ	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑧	エアコン	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑨	照明器具	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑩	電話設置	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑪	インターネット回線	無 / 借主負担にて必要に応じて設置の事
⑫	共聴設備	[TVアンテナ] 無
⑬	エレベーター	無
⑭	駐車場	有 / 玄関前2台駐車可(駐車場0円)
⑮	駐輪場	無
⑯	専用庭	無
⑰	シャッター	有
備考		※本物件の設備は前居者様残置物です。使用状況は不明です。

(注) 消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

Ⅱ 取引条件に関する事項

1 借賃・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

賃料	月額金74,800円 (内消費税相当額金6,800円)	管理費 (共益費)	月額金5,000円 (消費税込)	敷金	0円
保証料	契約時 金84,800円	家財 保険料	円	礼金	月額金149,600円 (内消費税相当額金13,600円)
鍵交換代 2ヶ所	金22,000円 (内消費税相当額2,000円)	仲介手数料	金74,800円 (内消費税相当額6,800円)	水道料 定額	月額5,000円 (消費税込)
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日までに		賃料等の支払方法	
				□持参 ☒ 振込 □口座引落	
備考	※振込手数料は借主負担 ※町内会費は借主負担 ※税法の改正により消費税の税率が変動した場合、改正以降については、変動後の税率により計算 月額賃料等を支払うものとする。				

2 契約の解除に関する事項

☒	賃料を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除されることがあります。
☒	借主は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除することができます。
☒	借主が、別添契約書第(11)条に該当したとき、契約を解除されることがあります。
☐	
※定期借家契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。	

3 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

☒	有(1年未満退去解約の場合は短期違約金家賃1ヶ月分発生)
☐	無

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	☒ 講じません。・ ☐ 講じます。(保全措置を行う機関:)
--------------	---

5 契約の種類・期間・更新等に関する事項

種 類	普通借家契約
期 間	令和 5年4月24日 から 令和7年4月23日まで(2年間 自動更新)
目的物件の 引渡し時期	令和5年4月24日
更 新	☒ 普通借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 ☒ 契約期間満了時において、貸主、借主のいずれか一方により何等かの申し出が無いときには、本契約は同一条件で更新されたものとし、 ☐ 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約することはできます)。
備 考	1. 貸主又は借主が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でさらに2年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。 2. 期間満了と同時に契約を終了させようとする場合は、貸主は6ヶ月前迄に借主は3ヶ月前迄にその旨を書面により通知しなければ、ならない。

6 定期借家契約の場合

建物賃貸借契約の種類	事業用
契約の方式	公正証書に： ☐ しません・ ☐ します。→公正証書の費用負担：
契約の内容	本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるので、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
	☐ 本契約は、期間1年以上であるので、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。
	【中途解約権について】 ☐ 中途解約権の内容については、契約書（案）第 条のとおりです。
備考	

7 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	事務所)
利用の制限	☒ 禁止又は制限される行為については、別添契約書第8条のとおりです。 ☐ その他規約等の定め () ☐

8 敷金・保証金等の清算に関する事項

※敷金の預かり金はありません。

9 管理の委託先

取引対象物件が区分所有建物の場合、その建物一棟の管理の委託先	氏名(商号又は名称)	
	住所(主たる事務所の所在地)	
貸主等が取引対象部分の管理を委託している場合、その委託先	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 () 第 号
	氏名(商号又は名称)	有限会社 中津リアルエステートセンター
	住所(主たる事務所の所在地)	大分県中津市豊田町3丁目9-3 Tel0979-23-6077
	管理担当者	氏名 XXXXXXXXXX 賃貸不動産経営管理士登録番号() ※(一社)賃貸不動産経営管理士協会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
	「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣 (01) 第005328号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	No.09812

10 建物敷地が借地の場合（該当□する・☑しない）

賃貸借契約書の有無			
借 地 権 の 内 容	種 類		
	期 限	令和 年 月 日迄	
	その他	□賃貸借契約書参照 □（ ）	
備 考			

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

□ 1. 賃貸借契約書（案）	□ 6.
☑ 2. ハザードマップ	□ 7.
□ 3.	□ 8.
□ 4.	□ 9.
□ 5.	□ 10.

2 その他

1. 本契約は現況有姿賃貸とする。
内装等は借主負担にて行う事とし、貸主へ書面にて提出の上、貸主の了承後工事を行う事。
※退去時借主が変更した内装工事等は原状回復後貸主へ引き渡す事。
2. 借主（乙）が自動車保管場所使用承諾書を必要とする時は、発行事務手数料として3,000円（税別）を貸主（甲）に支払うものとする。
3. 礼金は、契約終了の如何を問わず、返還されない。
4. 本契約の期間満了、中途解約、解約に伴う建物の明け渡しを行う際、借主は、設置した造作、その他の借主所有の物を自己の費用をもって収去し、原状に復し明け渡すものとする。借主が遅滞なく原状回復の処理を行わなかった場合、貸主は借主に代わってこれを行い、収去した物を任意に処分する事が出来るものとし、借主は、これに対し異議申し立てしないほか、貸主がその処分の為に要した費用を負担しなければならない。本物件明け渡しに際し、移転料、立退料等の請求並びに、貸主の承諾なくして付加した造作物その他について、買取請求をしてはならない。
5. 賃借人の故意過失・重大な過失により発生した修繕の費用及び明け渡しの残置物にかかる費用が発生する場合は、別途請求するものとする。
6. 本物件に備え付けの備品は無償貸与とする。但し電球交換、修理は借主にて行う事。
7. 看板について、無償貸与にて使用可。玄関（入口上）は借主負担。尚退去時には、白地に戻し、修理等が必要な場合は借主負担にて行う事。
8. 借主の使用に係る営業設備・付帯設備・電話機・通信手段等に起因する損害については、貸主（貸主代理）・管理会社・仲介業者は一切責任を負わない事とする。
9. 火災・水害・盗難・停電・通信回路の不具合、設備の故障による乙の損害について貸主（貸主代理）、管理会社はその責を負わないものとする。貸主（貸主代理）、管理会社は営業が出来ない期間の営業補償等の支払いはしません。
10. 契約期間中、火災保険（借家人賠償保険付き）は借主にて加入を条件とする。
11. 1年未満退去の場合は短期違約金として家賃1ヶ月相当額を借主は支払う事とする。
12. 借主は本物件の明け渡しに際し、必要費、有益費の償還請求又立ち退き料、営業補償金の一切の請求をしない。
13. 保証会社の貸主に対する弁済が行われても、本契約上は家賃滞納状態であり、借主は期限の利益を損じたものとみなす。よって、保証会社の貸主に対する弁済は、本契約の解除要件を妨げるものではない。

14. 営業についての許可申請は借主にて行う事。尚費用負担も借主とする。

15. ゴミ処分についてテナントで発生するゴミは借主が中津市指定業者と直接締結しゴミ処分を行う事。収集費用（ゴミ箱）は借主負担とする。

16. 駐車場内における車両の管理、及び第三者の無断駐車の排除については乙の責任にて行うものとする。
なお、事故、盗難、物損、除雪、落雷、浸水等による損害に関して甲は一切その責任を負わないものとし、乙は個人の損害保険等で対応しなければならない。

17. 乙は特に以下の行為を行ってはならない。

本物件の使用にあたり、近隣住民から甲に苦情の申し入れがなされる程度の騒音、振動若しくは悪臭を発生させ、粗野・乱暴若しくは卑猥な言動を行い、又は乙及び本物件の利用者の言動を制御するために警察の出動要請を受ける など、本物件の同建物内の住民及び近隣住民（テナント）の生活の平穏を害するような行為を行うこと。

前項に反する場合においては、甲は何らの催告なく本契約を解除することができる。

以下余白

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和 5 年 4 月 24 日

借主 （住所）

（氏名）

吉村 尚久



第7695号	令和3年11月18日 第7697号	原因 令和3年11月18日設定 小切手債権 債権額 金9,000万円 債権の種類 銀行取引 債権者 大分市東米南一丁目1番85号 債務者 株式会社藤井商事 根拠 株式会社大分市南内町三丁目4番1号 (取扱店 自営(第975号) 共同担保 自営(第975号)
--------	----------------------	--

表題部	(主である建物の表示)	図型	平成16年8月30日	不動産番号	3205000275470
所在地番号	〔空白〕				
所在地	中津市大字一ツ松字萩野 179番地7			〔空白〕	
家屋番号	179番7			〔空白〕	
①種類	②構造	③床面積㎡		原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗事務所 倉庫 居宅	軽量鉄骨造鋼板葺2階建	1階 2階 382.10 380.08		平成5年6月15日新築	
〔空白〕	〔空白〕			昭和63年法律第37号附則第2条第2項の規定により登記 平成16年8月30日	

権利部 (甲区)	(所有権に関する事項)	権利者その他の事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号
1	所有権保存	平成5年7月1日 第7290号
付記1号	1番登記名義人住所・氏名変更	令和3年6月28日 第4398号
		原因 令和2年6月5日住所移転 登記名義人 大分県宇佐市大字豊原772番地 の1コスモスコーポ209号 に 蔵部 末俊 相親 財盛
2	差押	平成13年8月27日 第7148号
	〔空白〕	原因 平成13年8月27日差押 順位1番の登記を移記 順位2番の登記を移記
	〔空白〕	昭和63年法律第37号附則第2条第2項 の規定により登記 平成16年8月30日
3	差押	平成19年9月3日 第6371号
		原因 平成19年8月30日大分地方裁判所中 津支部 宇佐市大字豊原772番地1号 に 蔵部 末俊 相親 財盛 大分県 宇佐市 豊原 772 番地 1 号
4	3番差押登記抹消	平成19年9月25日 第6939号
		原因 平成19年9月20日取下
5	2番差押登記抹消	平成28年4月13日 第2360号
		原因 平成28年4月13日解除
6	所有権移転	令和3年11月18日 第7696号
		原因 令和3年11月18日売買 所有権 大分市東米南一丁目1番85号 有 限 公 司 藤 井 商 事

権利部 (乙区)	(所有権以外の権利に関する事項)	権利者その他の事項
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号
1	根拠当権設定	平成5年7月1日 第7292号
		原因 平成5年7月1日設定 債権額 金1億9,000万円 債権の種類 信用組合取引・手形債権・小切手 債権者 宇佐市大字四日市1354番地の7 債権者 大分市中島西二丁目4番1号 共同担保 自営(第4100号) 順位1番の登記を移記
付記1号	1番根拠当権移転	令和1年5月10日 第2737号
		原因 平成31年4月18日債権移転 根拠当権者 東京都千代田区九段北二丁目13 番5号 あさぞら債権回収株式会社
	〔空白〕	〔空白〕
	〔空白〕	昭和63年法律第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成16年8月30日
2	1番根拠当権抹消	令和3年11月18日
		原因 令和3年11月18日解除

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主代理 有限会社中津リアルエステートセンター(以下「甲」という。)と借主 吉村尚久(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	FUJIHIRO.B1d N 1階 103 号室		
	所 在 地	(住居表示)大分県中津市大字一ッ松179番地7		
		(登記簿) 大分県中津市大字一ッ松字枳野179番地7		
	構 造	軽量鉄骨造/鋼板葺/(2)階建/全(13)戸		
	種 類	店舗・事務所・倉庫・居宅	新築年月	平成5年6月
	面 積	103号室44.95㎡	建物合計面積	1階322.10㎡2階380.08㎡合計702.18㎡
附 属 施 設		無 家屋番号:179番7		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年4月24日 から 2025年4月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2023年4月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 金 74,800 円 (内消費税相当額金 6,800 円)	共益費	月額金 5,000 円 (消費税込円)
家 財 保険料	(2 年間) 21,120 円	水道料	定額 月額金 5,000 円 (消費税込円)
保証料	初回: 金 84,800 円 (内消費税相当額金 6,800 円)	礼 金	金 149,600 円 (内消費税相当額金 13,600 円)
鍵交換代	2ヶ所 22,000 円 (内消費税相当額 2,000 円)	仲介手数料	金 74,800 円 (内消費税相当額 6,800 円)
その他の条件		町内会費:借主負担	
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃 料 等 の 支 払 方法	☒ 振 込	(有) 中津リアルエステートセンター	
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

※振込手数料借主負担

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏 名)	
	(自 宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携 帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸 主	氏名 有限会社 藤博商事 (貸主代理) 有限会社中津リアルエステートセンター
	住所 大分市賀来南一丁目1番85号 (貸主代理) 中津市豊田町3丁目9-3

管理業者	商号又は名称 有限会社 中津リアルエステートセンター
所 在 地	大分県中津市豊田町3丁目9-3 TEL 0979-23-6077
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣(01)	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	
No.09812	
※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所 有 者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	☒ 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	
	☒ 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	株式会社 アルファ
		主たる事務所所在地	鹿児島県 鹿児島市 照国町15番15号
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2) 第32号

頭書(8) 更新に関する事項

- 貸主又は借主が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でさらに2年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。
 - 期間満了と同時に契約を終了させようとする場合は、貸主は6ヶ月前迄に借主は3ヶ月前迄にその旨を書面により通知しなければ、ならない。
- 一般借家契約では、更新することができます。但し貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません。

頭書(9) 特約事項

1. 本契約は現況有姿賃貸とする。
内装等は借主負担にて行う事とし、貸主へ書面にて提出の上、貸主の了承後工事を行う事。
※退去時借主が変更した内装工事等は原状回復後貸主へ引き渡す事。
2. 借主(乙)が自動車保管場所使用承諾書を必要とする時は、発行事務手数料として3,000円(税別)を貸主(甲)に支払うものとする。
3. 礼金は、契約終了の如何を問わず、返還されない。
4. 本契約の期間満了、中途解約、解約に伴う建物の明け渡しを行う際、借主は、設置した造作、その他の借主所有の物を自己の費用をもって収去し、原状に復し明け渡すものとする。借主が遅滞なく原状回復の処理を行わなかった場合、貸主は借主に代わってこれを行い、収去した物を任意に処分する事が出来るものとし、借主は、これに対し異議申し立てしないほか、貸主がその処分の為に要した費用を負担しなければならない。
本物件明け渡しに際し、移転料、立退料等の請求並びに、貸主の承諾なくして付加した造作物その他について、買取請求をしてはならない。
5. 賃借人の故意過失・重大な過失により発生した修繕の費用及び明け渡しの残置物にかかる費用が発生する場合は、別途請求するものとする。
6. 本物件に備え付けの備品は無償貸与とする。但し電球交換、修理は借主にて行う事。
7. 看板について、無償貸与にて使用可。玄関(入口上)は借主負担。尚退去時には、白地に戻し、修理等が必要な場合は借主負担にて行う事。
8. 借主の使用に係る営業設備・付帯設備・電話機・通信手段等に起因する損害については、貸主(貸主代理)・管理会社・仲介業者は一切責任を負わない事とする。
9. 火災・水害・盗難・停電・通信回路の不具合、設備の故障による乙の損害について貸主(貸主代理)、管理会社はその責を負わないものとする。貸主(貸主代理)、管理会社は営業が出来ない期間の営業補償等の支払いはしません。
10. 契約期間中、火災保険(借家人賠償保険付き)は借主にて加入を条件とする。
11. 1年未満退去の場合は短期違約金として家賃1ヶ月相当額を借主は支払う事とする。
12. 借主は本物件の明け渡しに際し、必要費、有益費の償還請求又立ち退き料、営業補償金の一切の請求をしない。
13. 保証会社の貸主に対する弁済が行われても、本契約上は家賃滞納状態であり、借主は期限の利益を損じたものとみなす。よって、保証会社の貸主に対する弁済は、本契約の解除要件を妨げるものではない。
14. 営業についての許可申請は借主にて行う事。尚費用負担も借主とする。
15. ゴミ処分についてテナントで発生するゴミは借主が中津市指定業者と直接締結しゴミ処分を行う事。収集費用(ゴミ箱)は借主負担とする。
16. 駐車場内における車両の管理、及び第三者の無断駐車の実除については乙の責任にて行うものとする。
なお、事故、盗難、物損、除雪、落雷、浸水等による損害に関して甲は一切その責任を負わないものとし、乙は個人の損害保険等で対応しなければならない。
17. 乙は特に以下の行為を行ってはならない。
本物件の使用にあたり、近隣住民から甲に苦情の申し入れがなされる程度の騒音、振動若しくは悪臭を発生させ、粗野・乱暴若しくは卑猥な言動を行い、又は乙及び本物件の利用者の言動を制御するために警察の出動要請を受ける など、本物件の同建物内の住民及び近隣住民(テナント)の生活の平穩を害するような行為を行うこと
前項に反する場合においては、甲は何らの催告なく本契約を解除することができる。
以下余白

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、貸主、借主双方各1通を保有する。

2023年 4 月 24 日

甲・貸主 代 理	氏名 有限会社 中津リアルエステートセンター	TEL 0979-23-6077
	住所 大分県中津市豊田町3丁目9-3	
乙・借主	氏名 吉村尚久	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
丙・ 連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
	極度額 [REDACTED]	

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	大分県中津市豊田町3丁目9-3 0979-23-6077	主たる事務所 所在地・TEL	大分県中津市大字永添955番地の1 TEL(0979)22-1967
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社 中津リアルエステートセンター 代表取締役 長野修士	商号又は名称 代表者の氏名	株式会社 ワールド九州 代表取締役 藤本敬博
	免許証番号	大分県知事(6)第2472号	免許証番号	大分県知事(3)第3004号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[REDACTED]	氏 名	[REDACTED]
	登 録 番 号	(福岡県知事) 第 [REDACTED] 号	登 録 番 号	(福岡県)第 [REDACTED] 号
	業務に従事する 事 務 所 名 事務所所在地 TEL	有限会社 中津リアルエステートセンター 大分県中津市豊田町3丁目9-3 0979-23-6077	業務に従事する 事 務 所 名 事務所所在地 TEL	株式会社 ワールド九州 代表取締役 藤本敬博 大分県中津市大字永添955番地の1 TEL(0979)22-1967

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料に比較し、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)第6条 (A) 抹消

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)第6条 (B) 抹消

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと

- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。貸主指定業者有り。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

- 第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

- 第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

ない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする
- 二 丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする
- 三 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする
 - ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る
 - イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

- ウ 乙又は丙が死亡したとき
- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない
- 七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する
- ア 乙の財産及び収支の状況
- イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

- 第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

- 第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

- 第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

【特殊詐欺等の根絶に関する賃貸借契約特約条項】

第1条 借主（乙）は、貸主（甲）に対し、本物件を特殊詐欺等（大分県特殊詐欺等被害防止条例第2条に規定する特殊詐欺等をいう。）の用に供するものではないことを誓約し、かつ将来にわたっても特殊詐欺等の用に供しないことを確約する。

第2条 乙は、本物件を特殊詐欺等の用に供してはならない。

第3条 甲は、本物件が特殊詐欺等の用に供されていることが判明した場合、乙に催告することなく、本契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により、本契約を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

【資料】大分県特殊詐欺等被害防止条例 第2条 (定義)

第2条 この条例において「特殊詐欺等」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 詐欺（刑法（明治40年法律第45号）第246条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（同法第246条の2の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者（以下この条において「相手方」という。）を電話、郵便その他の通信手段（以下この条において「電話等」という。）を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの

(2) 窃盗（刑法第235条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等により対面することなく欺き、相手方の住居等に赴いて相手方と接触し、隙を見て財物を窃取するもの

(3) 強盗（刑法第236条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等により対面することなく欺き、在宅状況、資産状況、世帯人数等を確認した上、相手方の住居等に赴き、暴行又は脅迫を用いて財物を強取するもの

(4) 恐喝（刑法249条の罪をいう。）に当たる行為のうち、相手方を電話等により対面することなく欺き、併せて脅迫を用いて畏怖させ、第1号の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの

誓約書

1. 私(弊社)は、借用しようとする建物(物件)であるFUJIHIRO.Bld N103号室を大分特殊詐欺等被害防止条例(令和元年大分県条例37号)第2条に規定する特殊詐欺等に使用しないことを誓約します。
2. 私(弊社)が入居後に借用している建物(物件)を、特殊詐欺等の用に供していることが判明した場合には、借用している建物(物件)を直ちに明け渡すことを誓約します。

貸主 有限会社 藤博商事 様

貸主 代理(有)中津リアルエステートセンター 様

住所

氏名

吉村 尚久

個人情報の取り扱いについて（賃貸借契約編）

当社は今後お客様との不動産取引に関し、下記書類を必要に応じてご提出頂くことになります。

下記書類に記載されたお客様の個人情報は、下記一覧表記載のとおり利用するほか、次の目的で利用致します。

1.不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること、賃貸借契約（連帯保証契約を含む）、媒介契約、管理委託契約等を締結すること及び契約に基づく役務を提供すること

2.不動産の賃貸借、媒介、管理等に関する情報を提供すること

3.1,2の目的を達成するために必要な範囲で、契約の相手方及び貸し希望者・借り希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件情報を書面又はインターネットで提供する者・団体・広告会社、融資に関わる金融機関、登記・評価等に関わる司法書士・不動産鑑定士その他専門家、提携損害保険会社、不動産管理業者、保証委託会社又はお客様の同意を得た第三者に対して提供すること

なお、契約の相手方探索のために指定流通機構に対して物件情報を提供する場合及び指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報等を次のとおり利用致します。

(1)契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知致します。

(2)指定流通機構は、物件情報及び成約情報(成約情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、物件の概要・契約年月日・成約価格などの情報で構成されています)を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供することなどの宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用します。

①提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。 ②提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体等の手段で行います。 ③ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

4.上記1及び2の役務、情報を提供するために郵便物、電話、電子メール等により連絡すること

5.お客様からのお問い合わせに応じるため及び4の目的を達成するために必要に応じて保管すること

6.宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として及びその資料として保管すること

7.不動産の賃貸借等に関する価格査定を行うこと

なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。

①提供される情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格などの項目です。

②提供は、書面、電子メール等の手段で行います。 ③ご本人様からお申し出がありましたら、提供は中止致します。

8.市場動向分析を行うこと

個人情報記載の資料等	主たる利用目的
お客様受付カード等やサイトからの資料請求フォーム	お客様の情報や希望条件を記入して頂き、希望に合った物件を紹介するため
賃貸物件調査リスト	貸主からの物件の媒介または管理を依頼されたときに、当該物件につき情報を得、整理しておくため
登記簿、測量図、公図、図面、写真、間取り図	当該物件の権利関係、状況、隣地、境界、位置関係、面積等を明確にするため
顧客物件台帳	媒介または管理を依頼された物件を、顧客ごとに整理しておくため
依頼物件の戸別賃貸条件	個別の物件ごとに賃貸条件を整理し、入居希望者に対し適切な情報提供をできるようにするため
入居申込書	入居希望者に契約申込の意思表示をしてもらうため
公的身分証明書、印鑑証明書	入居希望者の本人確認をするため
入居希望者の入居資格に関する参考資料	貸主に対し、入居希望者についての情報を提供し、貸主が契約締結を判断するため
重要事項説明書	宅地建物取引業法第35条に定める重要事項を説明するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存
賃貸借契約書	不動産取引における当事者の契約関係を明確にするとともに宅地建物取引業法第37条に定める書面を交付するため 宅地建物取引業法第49条に基づき写しを取引台帳として5年以上保存
連帯保証人引受承諾書	連帯保証人が特定の賃貸借契約につき、連帯保証する意思があることを明らかにするため
入退去時の物件状況及び原状回復確認リスト	入退去時に、物件の状態を確認するため
差受領書	借主に鍵を渡したことを証明するため
月次報告書	貸主に対し、物件の管理状況を報告するため
賃貸借契約締結に関わる代行処理依頼書	賃貸借契約の場に貸主が出席しない場合、宅地建物取引主任者が使者となり、貸主を代行して契約を締結するため
賃料等収納状況表	賃料等の収納状況について貸主に報告するため
賃料等収納金の送金について	領収した賃料等について、貸主への送金報告のため
家賃未払いのお知らせ	家賃等滞納につき、借主にお知らせ、支払いをうながすため
家賃滞納督促	家賃未払いのお知らせでも賃料の滞納が改善されない場合に、借主に催告するため
賃料支払い確約書	借主に滞納家賃の支払いを約束してもらうため
賃貸借契約解除通知書	契約期間中に貸主あるいは借主の都合により賃貸借契約を終了させるため
期間満了・更新のお知らせ	契約期間が満了するにあたり、貸主側で契約更新をしてもよいと考えている場合、借主の意向を確認するため
退去案内通知	退去手続きが円滑にいくように、借主に対し、退去の際の手引きとして案内するため
修繕費負担割合合意書	退去時の修繕、原状回復費用を合意するため
敷金精算証明書	敷金返還の際に精算内容を明らかにするため
定期借家の説明書	定期建物賃貸借契約の場合で、契約締結前に貸主から借主に対し説明をするため
定期借家契約終了についての通知	定期建物賃貸借契約で、期間満了の1年前から6ヶ月前までに貸主から借主に対し通知するため
管理委託契約書	貸主が当社に対し不動産の管理を委託するため
賃貸媒介・代理契約書	貸主が当社に対し目的物件の媒介または代理を依頼するため

借主（乙）

住 所：

氏 名： 吉村 尚々

2023年 4月24日

整理番号

074-15

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

23 D07-04-28

7,100 DF. シンブンホカ

事業名、使途及び内容等

新聞購読料（令和7年4月分）

朝日新聞、農業新聞

対象経費（7,100 円）－（0）＝7,100 円

あん分による充当の場合

あん分の率（1.0000）

あん分による政務活動費の支出額（7,100 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額（円）

整理番号

074-16

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 中津 料金所(至) 大分 25年 4月30日 14時 9分 通行料金 ￥1,820- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03504-307381-635816 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 中津 25年 4月30日 17時21分 通行料金 ￥1,820- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03504-307546-483417 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,640 円) - (0) = 3,640 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(3,640 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	074-17	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
電気料金領収証（口座振替払用）		Web発行 2025年 5月 7日発行	
下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。			
吉村 尚久様 (お客さま番号 50 500 000 15 3806519 31)			
2025年 4月分（4月30日振替）			
領収金額	3,302円	(うち消費税等相当額 300円)	
領収金額には以下を含みます。			
燃料費等調整額	109円		
再エネ賦課金	429円		
2年契約割引額	777円		
(ご使用期間) 3月19日～4月17日		(ご使用量) 123kWh	
(金融機関) ****		** *****	
※ 本証により集金することはありません。			
事業名、使途及び内容等			
事務所電気代 令和7年4月分 対象経費 (3,302 円) - (0) =		3,302 円	
あん分による充当の場合			
あん分の率 (0.5000)			
あん分による政務活動費の支出額(1,651 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額 (円)			

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名

県民クラブ

議員名

吉村 尚久

【令和 7 年 4 月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先		領収書 番号
4月5日	18.31	3,131	株式会社 丸三燃料		①
4月10日	27.86	4,764	株式会社 丸三燃料		②
4月21日	17.24	3,000	神原石油株式会社 中津南給油所		③
4月22日	11.7	2,000	株式会社 丸三燃料		④
計		12,895	…①		
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	32,371 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	34,650 k m…③	
当該月の 総走行距離 (k m)	2,279 k m…④ (③－②)		当該月の政務活 動 走行距離 (k m)	987 k m…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.4330	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	5,583 円 …⑦	

注 1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第 4 位 (小数点第 5 位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名

県民クラブ

【令和7年4月分】

議員名

吉村 尚久

①	②	③
領収書 株式会社 丸三燃料 中津市下池永840-2 TEL 0979-22-2588 ***** * 営業時間のお知らせ * * 当店の営業時間は * * AM8:30~PM6:00迄です * * 今後のご愛顧のほど、 * * よろしくお願ひします * ***** 2025年 4月 5日(土) 18.31L @171 ガソリン ¥3,131 課税売 (10%) ¥3,131 消費税等 (10%) ¥285 買上点数 18.31 合 計 ¥3,131 (内消費税 ¥285) お 預 り ¥3,131 お 釣 ¥0 事業者No : T7320001010975 8:34 0066 担当者9	領収書 株式会社 丸三燃料 中津市下池永840-2 TEL 0979-22-2588 ***** * 営業時間のお知らせ * * 当店の営業時間は * * AM8:30~PM6:00迄です * * 今後のご愛顧のほど、 * * よろしくお願ひします * ***** 2025年 4月 10日(木) 27.86L @171 ガソリン ¥4,764 課税売 (10%) ¥4,764 消費税等 (10%) ¥433 買上点数 27.86 合 計 ¥4,764 (内消費税 ¥433) お 預 り ¥10,000 お 釣 ¥5,236 事業者No : T7320001010975 13:39 0088 担当者9	納品書 (領収書) 神原石油株式会社 中津南給油所 大分県中津市犬丸2391-3 TEL: 0979-32-3206 登録番号: T2290801009754 2025/04/21(月)11:58 2025/04/21 0000000 横 10-02-00000-0000 40023 売上 現金 (自SS) 8626 001001 レギュラーガソリン ¥3000 17.24L, J @174 L- 4 N-12 合 計 ¥3,000 (内税分消費税 ¥273) (内税10%対象 ¥3000) (内税10%消費税 ¥273) お預り ¥10,000 お釣り ¥7,000 ※上記にて領収書とさせていただきます No.7111 担当  01
領収書 株式会社 丸三燃料 中津市下池永840-2 TEL 0979-22-2588 ***** * 営業時間のお知らせ * * 当店の営業時間は * * AM8:30~PM6:00迄です * * 今後のご愛顧のほど、 * * よろしくお願ひします * ***** 2025年 4月 22日(火) 11.7L @171 ガソリン ¥2,001 - ¥1 小 計 ¥2,000 課税売 (10%) ¥2,000 消費税等 (10%) ¥182 買上点数 11.7 合 計 ¥2,000 (内消費税 ¥182) お 預 り ¥2,000 お 釣 ¥0 事業者No : T7320001010975 17:48 0031 担当者9		

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和7年4月分】

			自動車登録番号					
日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
4	住民との意見交換（過疎化、地域交通、耶馬溪校の全国募集、果樹栽培など）	自宅	山国町槻木	耶馬溪・深耶馬溪	本耶馬溪町西谷	自宅	169 km	※目的地4：三光深水
8	教育委員会高校教育課より全国募集についての県下の高校の実態についての説明と意見交換	自宅	大分市大手町（大分県庁）			自宅	138 km	
14	夜間中学校及び「チーム担任制」の資料収集と大分県の方向性についてのまとめ	自宅	大分市大手町（大分県庁）			自宅	138 km	
21	高齢者福祉課より「介護保険制度について」の説明と意見交換	自宅	大分市大手町（大分県庁）			自宅	138 km	
22	令和7年第2回定例会一般質問打ち合わせ	自宅	大分市大手町（大分県庁）			自宅	138 km	
23	福島原発被災地調査及び福島原発震災情報連絡センター第15回総会&研修会に参加するため	自宅				大分空港	64 km	
25	上記の帰路	大分空港				自宅	64 km	
30	高齢者福祉課より「介護職の人材不足問題について」の説明と意見交換	自宅	大分市大手町（大分県庁）			自宅	138 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							987 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名
議 員 名

県民クラブ
吉村 尚久

政務活動費支払証明書（公共交通機関用）

【令和7年4月分】

（単位：円）

日	目 的	発	目的地1	目的地2	目的地3	着	鉄道	バス	その他	計	備 考
23	福島原発被災地調査及び福島原発震災情報連絡センター第15回総会&研修会に参加するため	羽田空港				品川駅	330			330	
25	上記の帰路	品川駅				羽田空港	330			330	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
計							660	0	0	660	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県民クラブ
証明者名 吉村 尚久

大 分 県 議 会 議 長 殿

令和 7 年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 県民クラブ

議員名 吉村 尚久

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				令和5年12月	令和8年12月24日	20km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

- 注1 毎年度4月1日現在で作成すること。
- 2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。
なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。
- 3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。

政務活動費会計帳簿

会派名 県民クラブ
議員名 吉村 尚久

【令和7年5月】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳（使 途 項 目 別）										領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活 動 費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他	
	前月繰越			17,938												
3	ETC料金	0	3,580	14,358	3,580											075-1
7	電車代（中津駅⇄大分駅）	0	6,260	8,098	6,260											075-2
7	懇親会費	0	5,000	3,098	5,000											075-3
8	ETC料金	0	3,160	△ 62	3,160											075-4
15	県民クラブ中津市版広報誌発送代	0	117,390	△ 117,452			117,390									075-5
15	コピー機カウンター料	0	21,342	△ 138,794						21,342						075-6
15	政務活動費受入	200,000	0	61,206												
22	固定電話・インターネット料金	0	6,436	54,770									6,436			075-7
22	年会費	0	5,000	49,770	5,000											075-8
25	年会費	0	2,000	47,770	2,000											075-9
25	市会費	0	1,500	46,270	1,500											075-10
26	ETC料金	0	2,300	43,970		2,300										075-11
27	事務所賃料・共益費・水道料	0	42,477	1,493								42,477				075-12
27	新聞購読料（令和7年5月分）	0	7,100	△ 5,607							7,100					075-13
29	電車代（中津駅⇄大分駅）	0	6,260	△ 11,867	6,260											075-14
30	事務所電気代	0	1,732	△ 13,599								1,732				075-15
31	5月分燃料代	0	2,699	△ 16,298	2,699											購入明細
31	5月分燃料代	0	961	△ 17,259		961										購入明細
	月 計	200,000	235,197	△ 17,259	35,459	3,261	117,390	0	0	21,342	7,100	44,209	6,436	0	0	

整理番号	075-2	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
領 収 書 吉村尚久 様 Receipt 領収年月日 2025.-5.-7 登録番号: T6290001012621 金 額 ￥6,260 税 10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (40907 4枚) 九州旅客鉄道株式会社 中津駅MV50発行 50908-01 印紙税申告納 付につき博多 税務署承認済		
事業名、使途及び内容等		
電車代（中津駅⇄大分駅） ※教育人事課より教職員の早期退職者数についての説明と意見交換、令和7年度第75回大分県高等学校定時制通信制教育振興会総会並びに研究協議会及び交流会 対象経費 （ 6,260 円） － （ 0 ）＝ 6,260 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 （ 1.0000 ） あん分による政務活動費の支出額（ 6,260 円）		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 （ 円）		

整理番号	075-3	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
領収書 令和7年5月7日 吉村 尚久 殿 下記のとおり領収しました。 ¥ 6,000 ただし、令和7年度 大分県高等学校定時制通信制教育振興会並びに 大分地区高等学校定時制通信制教育振興会の 合同懇親会会費として 大分県定通教育振興会事務局 事務局長 廣末 敬 (大分県立爽風館高校 副校長)			
事業名、使途及び内容等			
懇親会費			
対象経費		(6,000 円) - (1,000) = 5,000 円	
あん分による充当の場合			
あん分の率		(1.0000)	
あん分による政務活動費の支出額		(5,000 円)	
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額		(円)	

整理番号	075-4
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 5月 8日 11時55分 通行料金 ¥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は1.0%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03505-089077-245915 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 5月 8日 15時33分 通行料金 ¥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は1.0%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03505-089235-689814 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(3,160 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	075-5	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
振替払込請求書 兼受領証 日本郵便株式会社 1 1 7 3 9 0 X 吉村 尚久 吉村 尚久 様 07-05-15 T501000111 2730 ユウちょ 現金扱 (72188) N94110002		
事業名、使途及び内容等		
県民クラブ中津市版広報誌発送代		
対象経費 (117,390 円) - (0) = 117,390 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (1.0000)		
あん分による政務活動費の支出額(117,390 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

整理番号	075-6	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
領収証		040150	
吉村尚久事務所 様		R7 年 5 月 15 日	
金額	¥42684		
☐ 但 ☐ 飲食料品等(軽減税率対象)		上記正に領収いたしました	
内	JL カウンター		
8%(税込・税抜)金額	消費税額等		
10%(税込・税抜)金額	消費税額等		
38,804 / 3880			
現金・カード・()			
HISAGO #N1779(50)別シ J650438		新友	
		代表取締役 久 継 昭	
		中津市人 登録番号 T1320002020723	
事業名、使途及び内容等			
コピー機カウンター料			
対象経費	(42,684 円)	－ (0) =	42,684 円
あん分による充当の場合			
あん分の率 (0.5000)			
あん分による政務活動費の支出額(21,342 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額 (円)			

整理番号	075-7	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 吉村 尚久事務所 吉村 尚久 様 お客様番号 4910-2393-76220 2025年 5月ご請求分 金額(円) ¥12,873- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問合せ先 (無料) 0800-3335550 領 収 日 附 印 75.5.22 取 入 印 紙 貼 付 欄 (金融機関・CVS用)→お客様		
事業名、使途及び内容等		
固定電話・インターネット料金 令和7年4月分 対象経費 (12,873 円) - (0) = 12,873 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (0.5000) あん分による政務活動費の支出額(6,436 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

整理番号	075-8	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
No. 令和 7 年 5 月 22 日 領 収 書 吉村 尚 久 様 ¥ 5,000- 但し、令和 7 年度年会費として 上記正に領収いたしました。 収入印紙 内訳 税抜金額 消費税額等（ % ） 中津市日韓親善協会 会長 中野 登 中津市豊田町 3 丁目 2-21 清龍館 TEL・FAX (0979) 22-2222		
事業名、使途及び内容等		
年会費 中津市日韓親善協会 令和7年度年会費 対象経費 (5,000 円) - (0) = 5,000 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (1.0000) あん分による政務活動費の支出額(5,000 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

整理番号

075-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証 吉村 尚 久 様 No. _____

金 額

¥ 2,000.-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

但 令和 7 年度分会費として

又 7 年 5 月 25 日 上記正に領収いたしました

中津市身体障がい者協議会

会長 豊 武 憲十郎

〒871-0029 大分県中津市下宮永1丁目52-25

登録番号 TEL/FAX 0979-24-9033

収入印紙

CR266325

事業名、使途及び内容等

年会費

中津市身体障がい者協議会 令和7年度分会費

対象経費 (2,000 円) - (0) = 2,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額 (2,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	075-10	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
領収証 様 No. ★ 1500 但 2025年度市会費 1427 2025年 5 月 28 日 上記正に領収いたしました 内訳 税率 金額(税抜・税込) % 消費税額等 税率 金額(税抜・税込) % 消費税額等 収入印紙 中津市視覚障がい者協会 会長 村上秋夫 D211R10		
事業名、使途及び内容等		
市会費 中津市視覚障がい者協会 2025年度市会費 対象経費 (1,500 円) - (0) = 1,500 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (1.0000) あん分による政務活動費の支出額(1,500 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

整理番号

075-11

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 別府 25年 5月26日 11時40分 通行料金 ￥1,150- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A01505-262922-329119 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 別府 料金所(至) 宇佐 25年 5月26日 14時37分 通行料金 ￥1,150- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A01505-263069-581611 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (2,300 円) - (0) = 2,300 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(2,300 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2 D07-05-27 ヤチントウ

84,954

事業名、使途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料
令和7年6月分

対象経費 (84,954 円) - (0) = 84,954 円

※ 74800 円 (賃料) + 5000 円 (共益費) + 5000 円 (水道料) + 154 円 (手数料) = 84954 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(42,477 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)



整理番号	075-13	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
3 D07-05-27		7,100	DF. シンフンホカ
事業名、使途及び内容等			
新聞購読料（令和7年5月分） 朝日新聞、農業新聞 対象経費（7,100 円）－（0）＝		7,100 円	
あん分による充当の場合			
あん分の率（1.0000） あん分による政務活動費の支出額（7,100 円）			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額（		円）	

整理番号

075-14

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書
 Receipt
 領収年月日 2025.5.29 登録番号: T6290001012621
 金額 ￥6,260 税 10%
 吉村尚人 様
 上記金額確かに領収いたしました
 購入商品 J R乗車券類
 (20184 4枚)
 九州旅客鉄道株式会社
 中津駅MV50発行 30185-02
 印紙税申告納
 付につき博多
 税務署承認済

事業名、使途及び内容等

電車代（中津駅⇄大分駅）

米不足、米高騰についての学習会（場所：大分県議会県民クラブ控え室、講師：藤田賢二氏）

対象経費 （ 6,260 円） － （ 0 ）＝ 6,260 円

あん分による充当の場合

あん分の率 （ 1.0000 ）

あん分による政務活動費の支出額（ 6,260 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 （ 円）

整理番号	075-15	領収書等の添付様式								
領収書その他の証拠書類の添付欄										
電気料金領収証（口座振替払用） Web発行2025年 6月 5日発行 下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。 吉村 尚久様 （お客さま番号 50 500 000-15-3806519-31） 2025 年 5 月分（ 5 月 30日振替） <table><tr><td>領収金額</td><td>3,465円</td><td>(うち消費税等相当額 315円)</td></tr></table> 領収金額には以下を含みます。 <table><tr><td>燃 料 費 等 調 整 額</td><td>189 円</td></tr><tr><td>再 エ ネ 賦 課 金</td><td>358 円</td></tr></table> （ご使用期間） 4月18日～ 5月20日 （ご使用量） 90kWh （金融機関） **** ** ***** ※ 本証により集金することはありません。 小売電気事業者登録番号A0275 九州電力株式会社 (作成地：福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)				領収金額	3,465円	(うち消費税等相当額 315円)	燃 料 費 等 調 整 額	189 円	再 エ ネ 賦 課 金	358 円
領収金額	3,465円	(うち消費税等相当額 315円)								
燃 料 費 等 調 整 額	189 円									
再 エ ネ 賦 課 金	358 円									
事業名、使途及び内容等										
事務所電気代 令和7年5月分 対象経費 (3,465 円) - (0) = 3,465 円										
あん分による充当の場合										
あん分の率 (0.5000) あん分による政務活動費の支出額(1,732 円)										
一部のみ打切り充当した場合										
政務活動費の支出額 (円)										

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名

県民クラブ

議員名

吉村 尚久

【令和7年5月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
5月1日	17.55	3,000	株式会社 丸三燃料	①
5月4日	26.32	4,500	株式会社 丸三燃料	②
5月9日	15.21	2,600	株式会社 丸三燃料	③
5月13日	24.97	4,170	株式会社 丸三燃料	④
5月19日	25.21	4,160	株式会社 丸三燃料	⑤
5月26日	20.91	3,450	株式会社 丸三燃料	⑥
計		21,880	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	34,650 k m…②	当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	37,016 k m…③	
当該月の 総走行距離 (k m)	2,366 k m…④ (③－②)	当該月の政務活動 走行距離 (k m)	396 k m…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.1673	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,660 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書（付表）

会派名

県民クラブ

【令和7年5月分】

議員名

吉村 尚久

① 領収書
株式会社 丸三燃料
中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 5月 1日(木)
17.55L @171
ガソリン ¥3,001
- ¥1
小計 ¥3,000
課税売 (10%) ¥3,000
消費税等 (10%) ¥273
買上点数 17.55
合 計 ¥3,000
(内消費税 ¥273)
お 預 り ¥3,000
お 釣 ¥0
事業者No : T7320001010975
9:00
0003 担当者9

② 領収書
株式会社 丸三燃料
中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 5月 4日(日)
26.32L @171
ガソリン ¥4,501
- ¥1
小計 ¥4,500
課税売 (10%) ¥4,500
消費税等 (10%) ¥409
買上点数 26.32
合 計 ¥4,500
(内消費税 ¥409)
お 預 り ¥10,500
お 釣 ¥6,000
事業者No : T7320001010975
14:11
0090 担当者9

③ 領収書
株式会社 丸三燃料
中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 5月 9日(金)
15.21L @171
ガソリン ¥2,601
- ¥1
小計 ¥2,600
課税売 (10%) ¥2,600
消費税等 (10%) ¥236
買上点数 15.21
合 計 ¥2,600
(内消費税 ¥236)
お 預 り ¥10,600
お 釣 ¥8,000
事業者No : T7320001010975
11:34
0062 担当者9

④ 領収書
株式会社 丸三燃料
中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 5月 13日(火)
24.97L @167
ガソリン ¥4,170
課税売 (10%) ¥4,170
消費税等 (10%) ¥379
買上点数 24.97
合 計 ¥4,170
(内消費税 ¥379)
お 預 り ¥5,000
お 釣 ¥830
事業者No : T7320001010975
8:09
0001 担当者9

⑤ 領収書
株式会社 丸三燃料
中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 5月 19日(月)
25.21L @165
ガソリン ¥4,160
課税売 (10%) ¥4,160
消費税等 (10%) ¥378
買上点数 25.21
合 計 ¥4,160
(内消費税 ¥378)
お 預 り ¥4,200
お 釣 ¥40
事業者No : T7320001010975
15:42
0098 担当者9

⑥ 領収書
株式会社 丸三燃料
中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 5月 26日(月)
20.91L @165
ガソリン ¥3,450
課税売 (10%) ¥3,450
消費税等 (10%) ¥314
買上点数 20.91
合 計 ¥3,450
(内消費税 ¥314)
お 預 り ¥3,550
お 釣 ¥100
事業者No : T7320001010975
10:54
0037 担当者9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和 7 年 5 月分】

日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
3	「台湾有事」と国民保護計画及び地方自治法の改正に係わる講演と意見交換	自宅	大分市下郡 （県教育会館）			自宅	154 km	
8	教育人事課より「学校体育館の空調施設設置のための財源内訳」についての説明と意見交換	自宅	大分市大手町 （大分県庁）			自宅	138 km	
26	大分政経懇話会（講演） 「終活に参入する企業・自治体の最前線ルポ」	自宅	別府市石垣東			自宅	104 km	※会場：ホテルサンバリーアネックス
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							396 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名

県民クラブ

議 員 名

吉村 尚久

【令和7年6月】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)											領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越			△ 17,259													
2	ETC料金	0	3,160	△ 20,419	3,160												076-1
3	ETC料金	0	3,160	△ 23,579	3,160												076-2
6	文具購入費	0	1,483	△ 25,062									1,483				076-3
6	文具購入費	0	3,198	△ 28,260									3,198				076-4
16	政務活動費受入	200,000	0	171,740													
21	固定電話・インターネット料金	0	6,448	165,292									6,448				076-5
24	文具購入費	0	2,106	163,186									2,106				076-6
24	広報誌郵送用長3封筒代	0	9,240	153,946			9,240										076-7
27	事務所電気代	0	1,626	152,320								1,626					076-8
27	事務所賃料・共益費・水道料	0	42,477	109,843								42,477					076-9
27	新聞購読料（令和7年6月分）	0	7,100	102,743							7,100						076-10
30	ETC料金	0	3,160	99,583	3,160												076-11
30	6月分燃料代	0	3,278	96,305	3,278												購入明細
月 計		200,000	86,436	96,305	12,758	0	9,240	0	0	0	7,100	44,103	13,235	0	0		

整理番号

076-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 6月 2日 8時54分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A04506-025160-945711 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 6月 2日 14時22分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A04506-025403-161514 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(3,160 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

076-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 6月 3日 12時55分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A01506-034472-008214 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 6月 3日 22時21分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A01506-034825-035518 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

事業名、用途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,160 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

076-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 040293

吉村尚久事務所

様

R1 年 6 月 6 日

金額

¥ 2,967

但 ☒ 封筒紙・封筒代☐ 飲食料品等（軽減税率対象）

上記正に領収いたしました

内

8%（税込・税抜）金額

消費税額等

10%（税込・税抜）金額

消費税額等

現金・カード・（

HISA〇〇 #N1775(50)別シ JB50438

有限会社



友

代表取締役

中津市人

取締役 久 継 昭 二

登録番号 T1320002020723

事業名、使途及び内容等

文具購入費

コピー用紙、封筒代

対象経費

(2,967 円) - (0) =

2,967 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額 (1,483 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額

(円)

整理番号	076-4
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 040291

当村岡久事務所様 27年 6月 6日

金額	9,639.7
----	---------

但 此紙・封筒・両面テープ代として

☐ 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・()

〒11779(50)別シ J650438

有限会社 新友

代表取締役

中津市 大正三丁目179-7

取締役 久 継 昭 二

登録番号 T13200002020723

事業名、使途及び内容等	
文具購入費 コピー用紙、封筒、両面テープ代 対象経費 (6,397 円) - (0) = 6,397 円	
あん分による充当の場合	
あん分の率 (0.5000) あん分による政務活動費の支出額(3,198 円)	
一部のみ打ち切り充当した場合	
政務活動費の支出額 (円)	

整理番号

076-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名

吉村 尚久事務所
吉村 尚久 様

お客様番号

4910-2393-76220

2025年 6月ご請求分

金額(円)

¥12,896-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）

0800-3335550

領 収 書 附 印



収 入 印 紙 貼 付 欄

(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、使途及び内容等

固定電話・インターネット料金
令和7年5月分

対象経費 (12,896 円) - (0) = 12,896 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(6,448 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

076-6

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

040343

No.

吉村尚久事務所 様

R7年6月24日

金額

¥4213

但 ☐☐ 飲食料品等(軽減税率対象)両面テープ、封筒代として
上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額

消費税額等

10%(税込・税抜)金額

消費税額等

現金・カード・()

HISAGO MN1779(50)別シ 3650438

有限会社

新

友

代表取締役

中津市大字一ツ木179-7

取締役 久 継 昭 二

登録番号 T1320002020723

事業名、使途及び内容等

文具購入費

両面テープ、封筒代

対象経費 (4,213 円) - (0) =

4,213 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(2,106 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	076-7	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
領収証		040342 No	
吉村尚久事務所 様		R7年6月24日	
金額	¥ 9,240		
但 ☐	☐ 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました		
内			
8%(税込・税抜)金額	消費税額等		
10%(税込・税抜)金額	消費税額等		
現金・カード・()			
HISAGO#N1779(SO)別シ J650438		有限会社 新 友 代表取締役 中津市人 登録番号 T1320002020723 取締役 久 継 昭 二	
事業名、使途及び内容等			
広報誌郵送用長3封筒代 絆 vol.56発送用 対象経費 (9,240 円) - (0) = 9,240 円			
あん分による充当の場合			
あん分の率 (1.0000) あん分による政務活動費の支出額(9,240 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額 (円)			

整理番号	076-8	領収書等の添付様式							
領収書その他の証拠書類の添付欄									
電気料金領収証（口座振替払用） Web発行 2025年 7月 4日発行 下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。 吉村 尚久様 （お客さま番号 50-500-000-15-3806519-31） 2025年 6月分（ 6月27日振替） <table><tr><td>領収金額</td><td>3,253円</td><td>（うち消費税等相当額 295円）</td></tr></table> 領収金額には以下を含みます。 <table><tr><td>燃 料 費 等 調 整 額</td><td>156円</td></tr><tr><td>再 エ ネ 率 賦 課 金</td><td>326円</td></tr></table> （ご使用期間） 5月21日～ 6月17日 （ご使用量） 82kWh （金融機関） **** ** ***** ※ 本証により集金することはありません。 小売電気事業者登録番号A0275 九州電力株式会社 （所在地：福岡市中央区渡辺通2丁目1-8-2）			領収金額	3,253円	（うち消費税等相当額 295円）	燃 料 費 等 調 整 額	156円	再 エ ネ 率 賦 課 金	326円
領収金額	3,253円	（うち消費税等相当額 295円）							
燃 料 費 等 調 整 額	156円								
再 エ ネ 率 賦 課 金	326円								
事業名、使途及び内容等									
事務所電気代 令和7年6月分 対象経費 （ 3,253 円） － （ 0 ）＝ 3,253 円									
あん分による充当の場合									
あん分の率 （ 0.5000 ） あん分による政務活動費の支出額（ 1,626 円）									
一部のみ打切り充当した場合									
政務活動費の支出額 （ 円）									

整理番号

076-9

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

5 D07-06-27 1チントウ

84,954

事業名、使途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料

令和7年7月分

対象経費 (84,954 円) - (0) = 84,954 円

※ 74800 円 (賃料) + 5000 円 (共益費) + 5000 円 (水道料) + 154 円 (手数料) = 84954 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額 (42,477 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	076-10
------	--------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

6	D07-06-27	7,100	DF. シンブンホカ	
---	-----------	-------	------------	--

事業名、使途及び内容等

新聞購読料（令和7年6月分）
朝日新聞、農業新聞
対象経費（7,100 円）－（0）＝7,100 円

あん分による充当の場合

あん分の率（1.0000）
あん分による政務活動費の支出額（7,100 円）

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額（円）

整理番号

076-11

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 6月30日 9時18分 通行料金 ¥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A04506-300662-828511 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 6月30日 20時35分 通行料金 ¥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A04506-301176-976515 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	--

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(3,160 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

政務活動費
 自動車燃料購入明細書

会派名
 県民クラブ

議員名
 吉村 尚久

【令和7年6月分】

【令和7年6月分】			自動車登録番号	
購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
6月2日	26.73	4,330	株式会社 丸三燃料	①
6月6日	27.39	4,300	株式会社 丸三燃料	②
6月15日	27.34	4,292	株式会社 丸三燃料	③
6月20日	24.56	3,930	株式会社 丸三燃料	④
6月26日	19.55	3,069	株式会社 丸三燃料	⑤
計		19,921	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (km)	37,016 km…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (km)	39,519 km…③
当該月の 総走行距離 (km)	2,503 km…④ (③－②)		当該月の政務活動 走行距離 (km)	412 km…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.1646	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	3,278 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。
 2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。
 3 ②及び③の距離数 (km) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。
 4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。
 5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名

県民クラブ

【令和7年6月分】

議員名

吉村 尚久

①

領収書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 6月 2日(月)
26.73L @162
ガソリン ¥4,330
課税売 (10%) ¥4,330
消費税等 (10%) ¥394
買上点数 26.73
合 計 ¥4,330
(内消費税 ¥394)
お 預 り ¥10,000
お 釣 ¥5,670
事業者No : T7320001010975
14:43
0119 担当者9

②

領収書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 6月 6日(金)
27.39L @157
ガソリン ¥4,300
課税売 (10%) ¥4,300
消費税等 (10%) ¥391
買上点数 27.39
合 計 ¥4,300
(内消費税 ¥391)
お 預 り ¥10,300
お 釣 ¥6,000
事業者No : T7320001010975
13:03
0069

③

領収書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 6月 15日(日)
27.34L @157
ガソリン ¥4,292
小計 ¥4,292
課税売 (10%) ¥4,292
消費税等 (10%) ¥390
買上点数 27.34
合 計 ¥4,292
(内消費税 ¥390)
お 預 り ¥4,300
お 釣 ¥8
事業者No : T7320001010975
13:08
0112

④

領収書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 6月 20日(金)
24.56L @160
ガソリン ¥3,930
課税売 (10%) ¥3,930
消費税等 (10%) ¥357
買上点数 24.56
合 計 ¥3,930
(内消費税 ¥357)
お 預 り ¥3,930
お 釣 ¥0
事業者No : T7320001010975
16:56
0008

⑤

領収書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 6月 26日(木)
19.55L @157
ガソリン ¥3,069
課税売 (10%) ¥3,069
消費税等 (10%) ¥279
買上点数 19.55
合 計 ¥3,069
(内消費税 ¥279)
お 預 り ¥3,100
お 釣 ¥31
事業者No : T7320001010975
9:54
0016

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和7年6月分】

日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
2	義務教育課より「学力調査の結果（中学校英語）」についての説明と意見交換	自宅	大分市大手町 （大分県庁）			自宅	138 km	
3	大分県教育委員会主催「夜間中学シンポジウム」への参加および意見交換	自宅	大分市金池南 （ホルトホール大分）			自宅	136 km	
30	福岡県上毛町及び吉富町による「大分県教委への高校入試に係わる県外隣接地域からの志願についての要望」及び意見交換	自宅	大分市大手町 （大分県庁）			自宅	138 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							412 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名 県民クラブ
議 員 名 吉村 尚久

会派名	県民クラブ
議員名	吉村 尚久

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)											領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越			96,305													
7	ETC料金	0	3,160	93,145	3,160												077-1
8	広報誌点訳料	0	25,000	68,145			25,000										077-2
10	県民クラブ中津市版広報誌印刷代	0	56,540	11,605			56,540										077-3
15	政務活動費受入	200,000	0	211,605													
22	ETC料金	0	3,370	208,235	3,370												077-4
24	固定電話・インターネット料金	0	6,542	201,693									6,542				077-5
25	電車代（中津駅⇄大分駅）	0	6,260	195,433	6,260												077-6
28	事務所賃料・共益費・水道料	0	42,477	152,956								42,477					077-7
28	新聞購読料（令和7年7月分）	0	7,100	145,856							7,100						077-8
30	事務所電気代	0	3,540	142,316								3,540					077-9
31	7月分燃料代	0	4,968	137,348	4,968												購入明細
月 計		200,000	158,957	137,348	17,758	0	81,540	0	0	0	7,100	46,017	6,542	0	0		

整理番号

077-1

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 7月 7日 13時44分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03507-071075-531213 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 7月 7日 17時59分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03507-071274-013419 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,160 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

077-2

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 証

No. _____

吉村 尚人

様

2025 年 7 月 8 日

★ ¥ 25,000

但 料 点 訳 料 と し て

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒871-0091
中津市大字角木455

小栗 睦澤世 工房 みずから

TEL.(0979)24-3211

コクヨ ウケ-78

事業名、使途及び内容等

広報誌点訳料

絆 vol.56

対象経費 (25,000 円) - (0) = 25,000 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(25,000 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

077-3

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

キャッシュサービス
 ご利用明細書
 毎度ご利用いただきありがとうございます。
 ただいまお取引いただきました明細は下記の通りで
 ございます。ご確認ください(裏面にもご確認ください)

ご利用年月日	取扱金庫・店番・機番通番
07 07 10	19620587-9258
カード発行金融機関・店番・科目・口座番号	
お取扱金額	6 0 0 0 5 0
お取引種別	込 0 4 0 0
お取引金額	¥440
時刻	16:40
説明コード	お取引後残高

()
 案
 内
 ョシムラナオヒサ様
 おつり ¥4,000*
 印

事業名、使途及び内容等

県民クラブ中津市版広報誌印刷代

絆 vol.56 (※ 56100 円 (印刷代) + 440 円 (手数料) = 56540 円)

対象経費 (56,540 円) - (0) = 56,540 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(56,540 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

077-4

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 7月22日 13時16分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A02507-224674-531611 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分米良 料金所(至) 宇佐 25年 7月22日 17時50分 通行料金 ￥1,790- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A02507-224910-934017 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	--

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,370 円) - (0) = 3,370 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,370 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	077-5
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
吉村 尚久事務所
吉村 尚久 様

お客様番号
4910-2393-76220

2025年 7月ご請求分

金額(円)
¥13,084-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

領 収 日 附 印
71694
25.7.24
伊達 寛夫

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

※ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、金額を記入し、上記以外でお支払いの場合は、お印紙を貼付してください。

事業名、使途及び内容等

固定電話・インターネット料金

令和7年6月分

対象経費 (13,084 円) - (0) = 13,084 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額 (6,542 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	077-6	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
領 収 書 吉村尚久様 Receipt 領収年月日 2025-7-25 登録番号: T6290001012621 金額 ¥6,260 税10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (20681 4枚) 九州旅客鉄道株式会社 中津駅MV50発行 30682-01 印紙税申告納 付につき博多 税務署承認済		
事業名、使途及び内容等		
電車代（中津駅⇄大分駅） 県教委学校安全・安心支援課より不登校の状況や登校支援員についての説明及び意見交換 対象経費 （ 6,260 円） － （ 0 ）＝ 6,260 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 （ 1.0000 ） あん分による政務活動費の支出額（ 6,260 円）		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 （ 円）		

整理番号

077-7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

8 D07-07-28 ヤチントウ

84,954

事業名、使途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料

令和7年8月分

対象経費 (84,954 円) - (0) = 84,954 円

※ 74800 円 (賃料) + 5000 円 (共益費) + 5000 円 (水道料) + 154 円 (手数料) = 84954 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(42,477 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

██████████

整理番号	077-8	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
9 D07-07-28		7,100 DF. シンファンホカ	
事業名、使途及び内容等			
新聞購読料（令和7年7月分） 朝日新聞、農業新聞 対象経費（7,100 円）－（0）＝		7,100 円	
あん分による充当の場合			
あん分の率（1.0000） あん分による政務活動費の支出額（7,100 円）			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額（		円）	

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名

県民クラブ

議員名

吉村 尚久

【令和7年7月分】

自動車登録番号



購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
7月1日	12.74	2,000	株式会社 丸三燃料	①
7月4日	22.29	3,500	株式会社 丸三燃料	②
7月7日	14.3	2,245	株式会社 丸三燃料	③
7月10日	26.41	4,252	株式会社 丸三燃料	④
7月15日	22.95	3,695	株式会社 丸三燃料	⑤
7月18日	22.61	3,550	株式会社 丸三燃料	⑥
7月20日	21.08	3,310	株式会社 丸三燃料	⑦
7月23日	24.87	3,905	株式会社 丸三燃料	⑧
計		26,457	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	39,519 k m…②		当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	41,931 k m…③
当該月の 総走行距離 (k m)	2,412 k m…④ (③－②)		当該月の政務活動 走行距離 (k m)	453 k m…⑤
	按分率⑥ (⑤/④)	0.1878	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,968 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名

県民クラブ

【令和7年7月分】

議員名

吉村 尚久

①

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 7月 1日(火)
12.74L @157
ガソリン ¥2,000
課税売 (10%) ¥2,000
消費税等 (10%) ¥182
買上点数 12.74
合 計 ¥2,000
(内消費税 ¥182)
お 預 り ¥2,000
お 釣 ¥0
事業者No : T7320001010975
13:26

0094

②

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 7月 4日(金)
22.29L @157
ガソリン ¥3,500
課税売 (10%) ¥3,500
消費税等 (10%) ¥318
買上点数 22.29
合 計 ¥3,500
(内消費税 ¥318)
お 預 り ¥3,500
お 釣 ¥0
事業者No : T7320001010975
11:38

0052

③

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 7月 7日(月)
14.3L @157
ガソリン ¥2,245
課税売 (10%) ¥2,245
消費税等 (10%) ¥204
買上点数 14.3
合 計 ¥2,245
(内消費税 ¥204)
お 預 り ¥2,245
お 釣 ¥0
事業者No : T7320001010975
12:53

0075

④

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 7月 10日(木)
26.41L @161
ガソリン ¥4,252
課税売 (10%) ¥4,252
消費税等 (10%) ¥387
買上点数 26.41
合 計 ¥4,252
(内消費税 ¥387)
お 預 り ¥10,000
お 釣 ¥5,748
事業者No : T7320001010975
16:54

0009

⑤

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 7月 15日(火)
22.95L @161
ガソリン ¥3,695
課税売 (10%) ¥3,695
消費税等 (10%) ¥336
買上点数 22.95
合 計 ¥3,695
(内消費税 ¥336)
お 預 り ¥4,000
お 釣 ¥305
事業者No : T7320001010975
8:34

0043

⑥

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 7月 18日(金)
22.61L @157
ガソリン ¥3,550
課税売 (10%) ¥3,550
消費税等 (10%) ¥323
買上点数 22.61
合 計 ¥3,550
(内消費税 ¥323)
お 預 り ¥5,000
お 釣 ¥1,450
事業者No : T7320001010975
10:54

0054

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名

県民クラブ

【令和7年7月分】

議員名

吉村 尚久

⑦

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願いします *

2025年 7月 20日(日)
21.08L @157
ガソリン ¥3,310
課税売 (10%) ¥3,310
消費税等 (10%) ¥301
買上点数 21.08
合 計 ¥3,310
(内消費税 ¥301)
お 預 り ¥5,310
お 釣 ¥2,000
事業者No : T7320001010975
15:27

0143

⑧

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願いします *

2025年 7月 23日(水)
24.87L @157
ガソリン ¥3,905
課税売 (10%) ¥3,905
消費税等 (10%) ¥355
買上点数 24.87
合 計 ¥3,905
(内消費税 ¥355)
お 預 り ¥10,000
お 釣 ¥6,095
事業者No : T7320001010975
17:53

0040

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和7年7月分】

						自動車登録番号		
日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地1	目的地2	目的地3			
7	会派学習会（ネパールに関する学習と意見交換）	自宅	大分市大手町 （大分県庁）			自宅	138 km	
18	住民との意見交換（地域交通、物価高（米価格）、耶馬溪観光など）	自宅	山国町槻木	耶馬溪・深耶馬溪	本耶馬溪町西谷	自宅	169 km	※目的地4：三光深水
22	執行部との意見交換（移動支援、特別支援学校スクールバス、成長曲線など）及び教員との意見交換	自宅	大分市大手町 （大分県庁）	大分市下郡 （県教育会館）		自宅	146 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							453 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名

県民クラブ

議 員 名

吉村 尚久

別記様式第5号（第4条関係）

政務活動費会計帳簿

会派名	県民クラブ
議員名	吉村 尚久

【令和7年8月】

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)											領収書 番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等 活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越			137,348													
1	ETC料金	0	3,160	134,188	3,160											078-1	
6	電車代（中津駅⇄大分駅）	0	6,260	127,928	6,260											078-2	
13	県民クラブ中津市版広報誌発送代	0	114,592	13,336			114,592									078-3	
15	政務活動費受入	200,000	0	213,336													
22	固定電話・インターネット料金	0	6,472	206,864									6,472			078-4	
27	事務所賃料・共益費・水道料	0	42,477	164,387								42,477				078-5	
27	新聞購読料（令和7年8月分）	0	7,100	157,287							7,100					078-6	
31	8月分燃料代	0	1,396	155,891	1,396											購入明細	
月 計		200,000	181,457	155,891	10,816	0	114,592	0	0	0	7,100	42,477	6,472	0	0		

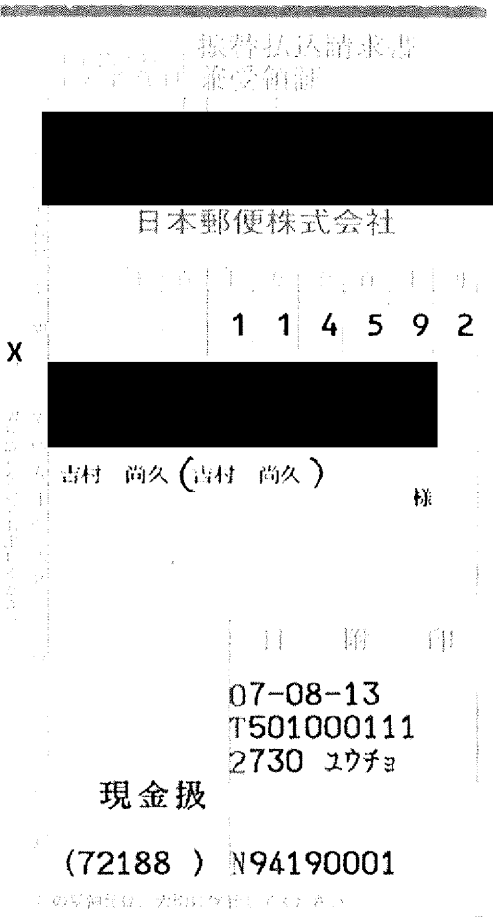
整理番号	078-1	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 8月 1日 13時22分 通行料金 ￥1,580 (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A04508-017521-579410 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 8月 1日 18時 3分 通行料金 ￥1,580 (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A04508-017775-287413 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。		
事業名、使途及び内容等		
ETC料金		
対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (1.0000)		
あん分による政務活動費の支出額(3,160 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

整理番号	078-2	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
領収書 Receipt 領収年月日 2025-8-6 金額 ¥6,260 登録番号: 16290001012621 枚 10% 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (10092 4枚) 九州旅客鉄道株式会社 中津駅MV50発行 20093-02 印紙税申告納 付につき博多 税務署承認済		
事業名、使途及び内容等		
電車代（中津駅⇄大分駅） 県教委義務教育課より全国学力テストの状況と成果及び課題についての説明と意見交換 対象経費 （ 6,260 円） － （ 0 ）＝ 6,260 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 （ 1.0000 ） あん分による政務活動費の支出額（ 6,260 円）		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 （ 円）		

整理番号	078-3
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等	県民クラブ中津市版広報誌發送代 絆 vol.56 対象経費 (114,592 円) - (0) = 114,592 円		
あん分による充当の場合	あん分の率 (1.0000) あん分による政務活動費の支出額(114,592 円)		
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費の支出額 (円)		

整理番号	078-4	領収書等の添付様式
領収書その他の証拠書類の添付欄		
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 吉村 尚久事務所 吉村 尚久 様 お客様番号 4910-2393-76220 2025年 8月ご請求分 金額(円) ¥12,944- 受取人 NTTファイナンス株式会社 お問い合わせ先 (無料) 0800-3335550 領 収 日 期 印 7/16/25 25.8.22 収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様		
事業名、使途及び内容等		
固定電話・インターネット料金 令和7年7月分 対象経費 (12,944 円) - (0) = 12,944 円		
あん分による充当の場合		
あん分の率 (0.5000) あん分による政務活動費の支出額(6,472 円)		
一部のみ打切り充当した場合		
政務活動費の支出額 (円)		

領収書その他の証拠書類の添付欄

12

D07-08-27

ヤチントウ

84,954

事業名、使途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料

令和7年9月分

対象経費 (84,954 円) - (0) = 84,954 円

※ 74800 円 (賃料) + 5000 円 (共益費) + 5000 円 (水道料) + 154 円 (手数料) = 84954 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(42,477 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

13 D07-08-27

7, 100 DF. シンブレンホカ

事業名、使途及び内容等

新聞購読料（令和7年8月分）

朝日新聞、農業新聞

対象経費 (7,100 円) - (0) = 7,100 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(7,100 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名

県民クラブ

議員名

吉村 尚久

【令和7年8月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
8月1日	20.84	3,272	株式会社 丸三燃料	①
8月10日	18.75	3,000	神原石油株式会社 中津南給油所	②
8月14日	21.52	3,400	株式会社 丸三燃料	③
8月25日	27.72	4,380	株式会社 丸三燃料	④
計		14,052	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	41,931 k m…②	当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	43,318 k m…③	
当該月の 総走行距離 (k m)	1,387 k m…④ (③－②)	当該月の政務活動 走行距離 (k m)	138 k m…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.0994	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	1,396 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名

県民クラブ

【令和7年8月分】

議員名

吉村 尚久

①

領収書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしく申し上げます *

2025年 8月 1日(金)
20.84L @157
ガソリン ¥3,272
課税売 (10%) ¥3,272
消費税等 (10%) ¥297
買上点数 20.84
合計 ¥3,272
(内消費税 ¥297)
お預り ¥10,000
お釣 ¥6,728
事業者No : T7320001010975
8:30
0005

②

納品書 (領収書)

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL:0979-32-3206
登録番号: T2290801009754

2025/08/10(日)12:17 2025/08/10

0000000
10-02-00000-0000 40023 様
売上 現金 (自SS)

5379 001001
レギュラーガソリン ¥3000
18.75L, ①160 L- 5 N-13

合計 ¥3,000
(内税分消費税 ¥273)
(内税10%対象 ¥3000)
(内税10%消費税 ¥273)
お預り ¥10,000 お釣り ¥7,000
※上記にて領収書とさせていただきます

No.6609 担当 01

③

領収書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしく申し上げます *

2025年 8月 14日(木)
21.52L @158
ガソリン ¥3,400
課税売 (10%) ¥3,400
消費税等 (10%) ¥309
買上点数 21.52
合計 ¥3,400
(内消費税 ¥309)
お預り ¥5,500
お釣 ¥2,100
事業者No : T7320001010975
8:43
0003 担当者9

④

領収書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もしも愛顧のほど、 *
* よろしく申し上げます *

2025年 8月 25日(月)
27.72L @158
ガソリン ¥4,380
課税売 (10%) ¥4,380
消費税等 (10%) ¥398
買上点数 27.72
合計 ¥4,380
(内消費税 ¥398)
お預り ¥10,000
お釣 ¥5,620
事業者No : T7320001010975
13:54
0099 担当者9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和7年8月分】

【令和7年8月分】						自動車登録番号		
日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地1	目的地2	目的地3			
1	同性婚等についての学習会及び意見交換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							138 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名

県民クラブ

議員名

吉村 尚久

政務活動費会計帳簿

会派名	県民クラブ
議員名	吉村 尚久

日	摘 要	収入額	支出額	残 額	内 訳 (使 途 項 目 別)											領収番 号	備考
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務所費	事務費	人件費	その他		
	前月繰越			155,891													
1	ETC料金	0	3,160	152,731	3,160												079-1
1	事務所電気代	0	2,363	150,368								2,363					079-2
9	文具購入費	0	814	149,554									814				079-3
9	コピー機カウンター料	0	17,519	132,035						17,519							079-4
16	政務活動費受入	200,000	0	332,035													
25	ETC料金	0	2,730	329,305	2,730												079-5
26	固定電話・インターネット料金	0	6,454	322,851									6,454				079-6
27	ETC料金	0	2,500	320,351	2,500												079-7
29	ETC料金	0	3,160	317,191	3,160												079-8
29	事務所賃料・共益費・水道料	0	42,477	274,714								42,477					079-9
29	新聞購読料（令和7年9月分）	0	7,100	267,614							7,100						079-10
30	9月分燃料代	0	4,394	263,220	4,394												購入明細
月 計		200,000	92,671	263,220	15,944	0	0	0	0	17,519	7,100	44,840	7,268	0	0		

整理番号	079-1
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 9月 1日 9時 7分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03509-012746-723712 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 9月 1日 18時 2分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。 取扱番号 A03509-013153-397412 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	--

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,160 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	079-2	領収書等の添付様式	
領収書その他の証拠書類の添付欄			
電気料金領収証（口座振替払用）		Web発行 2025年 9月 5日発行	
下記金額を口座振替により領収いたしました。ありがとうございました。			
吉村 尚久様 (お客さま番号 50-500-000-15 3806519-31)			
2025年 8月分（9月 1日振替）			
領収金額	4,727円	(うち消費税等相当額 429円)	
領収金額には以下を含みます。			
燃料費等調整額	-112円		
再エネ賦課金	604円		
(ご使用期間) 7月18日～ 8月20日		(ご使用量) 152kWh	
(金融機関) ****		** *****	
※ 本証により集金することはありません。			
事業名、使途及び内容等		小売電気事業者登録番号A0275 九州電力株式会社 (作成地：福岡市中央区渡辺通2丁目1-82)	
事務所電気代 令和7年8月分 対象経費		(4,727 円) - (0) = 4,727 円	
あん分による充当の場合			
あん分の率 (0.5000)			
あん分による政務活動費の支出額(2,363 円)			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費の支出額		(円)	

整理番号	079-3
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

No. 041036

志村尚久事務所

様

平成 27 年 9 月 9 日

金額

4,162.8

但 ☒

封筒代として

☐ 飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額

消費税額等

10%(税込・税抜)金額

消費税額等

現金・カード・()

JISAGO #N1779(50)刷シ J850438

有限会社

新

友

代表取締役

中津市人

取締役 久 継 昭 二

登録番号 T1320002020723

事業名、使途及び内容等

文具購入費

封筒代

対象経費

(1,628 円) - (0) =

1,628 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(814 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額

(円)

整理番号	079-4
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領収証

040754

No.

志村由美様 平成 年 月 日

金額	7,038
----	-------

但 ☒ 2019年10月1日以後の消費税込額 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内	8%(税込・税抜)金額	消費税額等
	10%(税込・税抜)金額	消費税額等
現金・カード・()		

有限会社 新友
代表取締役 中津市人
取締役 久 継 昭 二
登録番号 T1320002020723

事業名、使途及び内容等

コピー機カウンター料
対象経費 (35,038 円) - (0) = 35,038 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)
あん分による政務活動費の支出額(17,519 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

079-5

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 9月25日 9時 2分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03509-257623-839319 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 別府 料金所(至) 宇佐 25年 9月25日 19時29分 通行料金 ￥1,150- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03509-258151-660515 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (2,730 円) - (0) = 2,730 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(2,730 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号	079-6
------	-------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
吉村 尚久事務所
吉村 尚久 様

お客様番号
4910-2393-76220

2025年 9月ご請求分

金額(円)
¥12,909-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先（無料）
0800-3335550

第 71694 号
259.26
中 澤 宮 夫
ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

事業名、使途及び内容等

固定電話・インターネット料金
令和7年8月分
対象経費 (12,909 円) - (0) = 12,909 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)
あん分による政務活動費の支出額(6,454 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

079-7

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。		ご利用ありがとうございます。	
利 用 証 明 書		利 用 証 明 書	
			
NEXCO 西日本		NEXCO 西日本	
料金所(自)	宇佐	料金所(自)	大分米良
料金所(至)	大分米良	料金所(至)	宇佐
25年 9月27日 9時19分		25年 9月27日 11時59分	
割引前料金	¥1,790-	割引前料金	¥1,790-
割引△	¥540-	割引△	¥540-
通行料金	¥1,250-	通行料金	¥1,250-
(ETCクレジット) 車種 1		(ETCクレジット) 車種 1	
※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。		※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定していません。	
取扱番号		取扱番号	
A01509-278292-911019		A01509-278487-983112	
※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。		※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	
019		019	

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (2,500 円) - (0) = 2,500 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額(2,500 円)

一部のみ打ち切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

整理番号

079-8

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 宇佐 料金所(至) 大分 25年 9月29日 9時 8分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03509-298423-784610 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 西日本 料金所(自) 大分 料金所(至) 宇佐 25年 9月29日 15時 6分 通行料金 ￥1,580- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 ※通行料金は確定しておりません。 取扱番号 A03509-298710-829912 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	--

事業名、使途及び内容等

ETC料金

対象経費 (3,160 円) - (0) = 3,160 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (1.0000)

あん分による政務活動費の支出額 (3,160 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)

領収書その他の証拠書類の添付欄

15 D07-09-29 ヤチントウ

84,954

事業名、使途及び内容等

事務所賃料・共益費・水道料

令和7年10月分

対象経費 (84,954 円) - (0) = 84,954 円

※ 74800 円 (賃料) + 5000 円 (共益費) + 5000 円 (水道料) + 154 円 (手数料) = 84954 円

あん分による充当の場合

あん分の率 (0.5000)

あん分による政務活動費の支出額(42,477 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費の支出額 (円)



整理番号	079-10
------	--------

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄	
16 D07-09-29 7,100 DF. シンファンホカ	
事業名、使途及び内容等	新聞購読料（令和7年9月分） 朝日新聞、農業新聞 対象経費（7,100 円）－（0）＝7,100 円
あん分による充当の場合	あん分の率（1.0000） あん分による政務活動費の支出額（7,100 円）
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費の支出額（円）

政務活動費 自動車燃料購入明細書

会派名

県民クラブ

議員名

吉村 尚久

【令和7年9月分】

自動車登録番号

購入日	購入数量 (ℓ)	購入金額 (円)	購入先	領収書 番号
9月2日	24.98	3,947	株式会社 丸三燃料	①
9月12日	18.75	3,000	神原石油株式会社 中津南給油所	②
9月15日	22.26	3,517	有限会社イシバシ 垂水給油所	③
9月22日	12.35	2,000	神原石油株式会社 中津南給油所	④
9月27日	26.85	4,269	株式会社 丸三燃料	⑤
計		16,733	…①	
当該月の初日の 走行メーター 距離数 (k m)	43,318 k m…②	当該月の末日の 走行メーター 距離数 (k m)	45,427 k m…③	
当該月の 総走行距離 (k m)	2,109 k m…④ (③－②)	当該月の政務活動 走行距離 (k m)	554 k m…⑤	
	按分率⑥ (⑤/④)	0.2626	燃料代相当額 (円) (①×⑥)	4,394 円 …⑦

注1 使用届出車両ごとに作成すること。

2 購入日ごとに整理し、付表に当該領収書等を添付すること。

3 ②及び③の距離数 (k m) は、それぞれの時点での当該車両に係る走行メーターの距離数を転記するとともに、当該走行メーター部分の写真を撮影 (日付入り) し保管すること。

4 「按分率⑥」欄は、小数点第4位 (小数点第5位以下を切捨て) まで計算すること。

5 「燃料代相当額⑦」の円未満は切り捨てること。

政務活動費 自動車燃料購入明細書 (付表)

会派名

県民クラブ

【令和7年9月分】

議員名

吉村 尚久

①

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 9月 2日(火)
24.98L @158
ガソリン ¥3,947
課税売 (10%) ¥3,947
消費税等 (10%) ¥359
買上点数 24.98
合 計 ¥3,947
(内消費税 ¥359)
お 預 り ¥5,047
お 釣 り ¥1,100
事業者No : T7320001010975
12:35

0079 担当者9

②

納 品 書 (領収書)

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL: 0979-32-3206
登録番号: T2290801009754

2025/09/12(金)07:22 2025/09/12

0000000 様
10-02-00000-0000 40023
売上 現金 (自SS)

5530 001001
レギュラーガソリン ¥3000
18.75L, L @160 L- 4 N-12

合 計 ¥3,000
(内税分消費税 ¥273)
(内税10%対象 ¥3000)
(内税10%消費税 ¥273)
お預り ¥5,000 お釣り ¥2,000
※上記にて領収書とさせていただきます

No.5109 担当 01

③

納 品 書 (領収書)

有限会社イシバン
垂水給油所
福岡県筑上郡上毛町垂水273-2
TEL: 0979-72-1484
登録番号: T5290802023693

2025/09/15(月)08:40 2025/09/15

現金フリー 様
10-01-0001-0000 40282
売上 現金 (自SS)

4356 000010
レギュラー ¥3517
22.26L, L @158 L- 5 N- 5
(内ガソリン税 @53.8 ¥1198)

合 計 ¥3,517
(内税分消費税 ¥320)
(内税10%対象 ¥3517)
(内税10%消費税 ¥320)
※上記にて領収書とさせていただきます

No.0291 担当
釣銭引付No. 3630 01

④

納 品 書 (領収書)

神原石油株式会社
中津南給油所
大分県中津市犬丸2391-3
TEL: 0979-32-3206
登録番号: T2290801009754

2025/09/22(月)11:00 2025/09/22

0000000 様
10-02-00000-0000 40023
売上 現金 (自SS)

1862 001001
レギュラーガソリン ¥2000
12.35L, L @162 L- 6 N-18

合 計 ¥2,000
(内税分消費税 ¥182)
(内税10%対象 ¥2000)
(内税10%消費税 ¥182)
お預り ¥10,000 お釣り ¥8,000
※上記にて領収書とさせていただきます

No.1636 担当 01

⑤

領 収 書

株式会社 丸三燃料

中津市下池永840-2
TEL 0979-22-2588

* 営業時間のお知らせ *
* 当店の営業時間は *
* AM8:30~PM6:00迄です *
* 今後もし愛顧のほど、 *
* よろしくお願ひします *

2025年 9月 27日(土)
26.85L @159
ガソリン ¥4,269
課税売 (10%) ¥4,269
消費税等 (10%) ¥388
買上点数 26.85
合 計 ¥4,269
(内消費税 ¥388)
お 預 り ¥10,000
お 釣 り ¥5,731
事業者No : T7320001010975
8:19

0038 担当者9

※ ガソリン購入に係る領収書やクレジットカード明細書を使用する場合は、この様式に領収書等の写しを添付すること。

政務活動費 走行証明書（自動車用）

【令和7年9月分】

【令和7年9月分】						自動車登録番号		
日	目 的	発	市町村・大字名			着	政務活動 走行距離	備 考
			目的地 1	目的地 2	目的地 3			
1	中津日田道路の整備促進についての知事及び土木建築部への要望活動と意見交換、一般国道212号改修についての土木建築部への要望活動と意見交換	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km	
25	令和7年度決算特別委員会会派勉強会	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	134 km	
27	学校事務に関する意見交換	自宅	大分市下郡 (県教育会館)			自宅	144 km	
29	令和7年度決算特別委員会会派勉強会	自宅	大分市大手町 (大分県庁)			自宅	138 km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
							km	
計							554 km	

上記のとおり相違ないことを証明します。

会 派 名

議員名

県民クラブ

吉村 尚久